## 第15回

# 建築行政共用データベースシステム 連 絡 協 議 会 総 会

日 時 平成 28 年 7 月 22 日 (金) 13:30~14:45

場 所 フクラシア東京ステーション

次 第

- 1. 開 会
- 2. 国土交通省挨拶
- 3. 会長挨拶
- 4. 議事
  - (1) 前回議事録の確認
  - (2)報告事項 企画改善部会検討結果報告 ICBAからの報告
  - (3) その他

#### 配付資料

- 【資料1】前回総会議事録(案)
- 【資料2】企画改善部会検討結果報告
- 【資料3】 I C B A からの報告
  - 1. 運用状況等
  - 2. システム機器更新及びIDC移転について
  - 3. サブシステムの改善等
  - 4. その他
- 【別 添】建築行政共用データベースシステム パンフレット

前回議事録の確認

## 第14回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録(案)

日 時 平成 27 年 7 月 24 日 (金) 13:30~14:45

場 所 アルカディア市ヶ谷 富士の間

#### 資 料

資料1 前回総会議事録(案)

資料2 第1号議案 連絡協議会会則改正の件

資料3 第2号議案 連絡協議会役員選任の件

資料4 企画改善部会検討結果報告

資料5 ICBAからの報告

参考 連絡協議会入会状況

別添 建築行政共用データベース (パンフレット)

#### 出 席 者 連絡協議会会員

#### 1. 開会

事務局笹井から、現在の会員団体総数454団体、定足数227団体に対して、 出席団体数86団体、委任状提出が210団体、合計296団体となり本総会が有 効に成立していることが報告された。

#### 2. 事務局挨拶(ICBA 島崎理事長)

共用データベース本稼働から6年目に入った。この間、利用者の皆様方からのご 意見、企画改善部会での検討を踏まえ、システムの改善を進めてきた。

昨年度は建築基準法、建築士法の改正が行われ、共用データベースも利用者の方との緊密な情報交換を行い、必要な改修を実施することができた。現在、改修版が円滑に稼働していることをこの場をお借りして厚くお礼申し上げる。

今般の法改正に伴い、構造計算適合性判定機関も建築士データベースを活用いただけることとなった。この建築士データベースは通知・報告配信システムと合わせて建築行政に不可欠な共通の基盤として、その重要性が高まっていると認識している。

このような状況を踏まえ、3月末に、建築行政マネジメント計画に共用データベースの活用を依頼する文書を発送した。その後幾つかの特定行政庁より具体的な活用について相談を受けており、共用DBが一層活用されるよう努めたい。

本年12月には本稼働後初めてサーバ機器の大規模更新を実施する。利用者の利 便性がさらに向上するよう努めているところである。 共用データベースが充分活用され、円滑な建築行政に資するよう、財団を挙げて 今後とも取り組んでまいりたい。引き続き、皆さま方のご指導ご支援をお願い申し 上げる。

#### 3. 国土交通省挨拶(石崎建築物防災対策室長)

日頃より建築行政及び建築士行政にご尽力いただきお礼申し上げる。

近年建築行政は安全に関して問題が起き、行政に向けた要求レベルが高くなっている。一方、円滑な建築活動を確保することは至上命題になっている。様々な新しい技術を受け入れることも課題となっている。

これらを背景に、今年の6月に建築基準法を改正し、適判の見直し、木造の建築 基準の見直しを行った。来年は定期報告制度の見直しを行う。

3月には大臣認定免震材料の不正が発覚した。現在対策を検討しているが、その 中で認定制度もはっきりしたものにしていくことが求められている。

建築行政は、従来より関係者もふえてその仕組みもどんどん複雑になっているが、 その重要性は確認申請を処理するというフローから、建築防災の観点でストックを どのように把握するかという点に移ってきている。多様な情報を蓄積するだけでは なく、すぐに引き出せることが不可欠な時代になっている。

本協議会はまさしくそれに対応するためのシステムを構築する場であると認識している。そのために、2つお願いしたい。

1つ目は、データを整理して蓄積していただきたい。現在アスベスト関係で、台 帳整備に高い率で補助が出ていることもあり、ぜひ早い時期にストックの台帳整備 に取り組んでいただき、それを活用いただきたい。

2つ目は、大臣認定、建築士、指定確認検査機関からのデータ、そして将来的に は消防署、病院、福祉関係のデータも突合しなければならない事態が生じてくると 思われる。そのためにも、各方面でデータを交流していただきたい。

協議会で力を合わせ、世の中の複雑で高い要求レベルを乗り切り、国民に安全を 提供できる仕組み作りに取り掛かっていただきたい。

引き続き円滑な建築活動と安全な街づくりにご協力いただけるようお願いしたい。

#### 4. 会長挨拶(東京都 妹尾)

共用データベースは本稼働から6年目に入り、現在、特定行政庁・指定確認検査機関の8割で利用されていると聞いている。これまで本協議会では、共用データベースに関する要望のとりまとめや活用方策、普及策の検討を行ってきたが、都道府県、特定行政庁の方々はもとより、指定確認検査機関や建築士法関係団体の幅広い利用者からも積極的なご意見を賜りたい。

ICBAにおいては技術面、予算面の制約はあるかと思うが、利用者の要望に適

切に対応されるようお願いする。

## 5. 議事

## (1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

## (2) 付議事項

第1号議案 連絡協議会会則改正の件

第2号議案 連絡協議会役員選任の件

以上 議案2件について事務局より説明され、決議の結果、いずれも原案どおり 決定した。

### (3) 報告事項

企画改善部会検討結果報告及びICBAからの報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】特になし

以上

## 報告事項

## 企画改善部会 検討結果報告

- 1. 企画改善部会について
- 2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- 3. 平成28年度のスケジュール

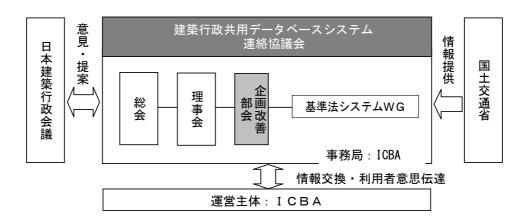
## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会

## 1. 企画改善部会について

### (1)設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報 交換及び意見収集を行い、運営主体である I C B A に利用者の意思を伝達する。

なお、部会のもとに「基準法システムWG」を設置し、情報交換及び意見収集等による課題 検討を機動的に実施する。



#### (2)企画改善部会及びWGの役割

	企画改善部会	基準法システムWG
	<wgの意見集約・各取組の方針整理></wgの意見集約・各取組の方針整理>	<要望事項及び各種取組に向けた意見交換>
システム改善	◇各要望に対する優先度の考え方、 今後の取組に向けた方針整理 ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・建築士・事務所登録閲覧システム	<ul><li>◇台帳・帳簿登録閲覧システム</li><li>・要望事項に対する意見交換及び追加要望</li><li>・優先度の考え方に対する意見等</li></ul>
システム運用	<ul><li>◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約</li><li>・取り組むべき項目の整理</li><li>◇標準様式、電子報告等</li><li>・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 等</li></ul>	◇通知・報告配信S促進に向けた検討 ・効率的な取組に向けた意見交換 ◇様式標準化の対象項目一覧 ・標準化に向けた意見交換・検討 等

平成27年度は、上記のうち太字部分を実施した。

## (3)企画改善部会の構成

大阪府(部会長)、神奈川県、山梨県 日本ERI株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社 ※国土交通省もオブザーバとして参加。

## (4) 開催経過

企画改善部会 (計2回): H27.09.18、H28.03.18

基準法システムWG (計5回): H27.10.30 (大阪府)、H27.11.04 (同)

H27.11.20 (同) 、H28.03.02 (同)

H28.03.04 (神奈川県)

## 2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

#### (1)趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム(以下「配信システム」という)は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ(専用フォーマット)を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで企画改善部会では、試行運用等を行い、平成26年度に「データ本位型 運用の手引」を作成した。平成27年度は、通知・報告配信システムの全国的な普及を図るべく、これを実証実験等によりブラッシュアップする。(従前の検討経過は**別紙1**参照)

## (2)検討結果

#### ①大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ

趣 旨:「データ本位型」運用ルールによるデータ送信を、府内特定行政庁及び指定確認検 査機関に展開し、その中で新たに判明した課題や対応策等を運用ルールに反映す る。

結 果: 平成 26 年度より進めてきた府内特定行政庁及び送信システム導入済みの 11 指定 確認検査機関との調整の上、平成 27 年 9 月より下表のとおりデータ送信を開始。 その後の運用状況を踏まえ、「運用の手引」の内容を更新した。**別紙 2** 

指定確認検査機関(送信元)	特定行政庁 (送信先)
ビューローベリタスジャパン(株)	大阪府、堺市、箕面市
アール・イー・ジャパン(株)	大阪府、堺市、箕面市
(株)阪確サポート	大阪府、堺市、箕面市
(一財)日本建築総合試験所	大阪府、堺市

※以上のほか、(株)国際確認検査センター、(株)確認検査機構プラン21の2社 もデータ本位型によらずに「郵送本位型」でデータ送信を開始。

#### ②神奈川県による「データ本位型」実証実験

趣 旨:神奈川県においては平成24年度以降、土木事務所と本庁の調整、文書管理規程に 係る手続等、庁内における調整が進められてきたほか、これまでの実証実験では 扱わなかった「確認引受通知」について、その対応策が検討されてきた。

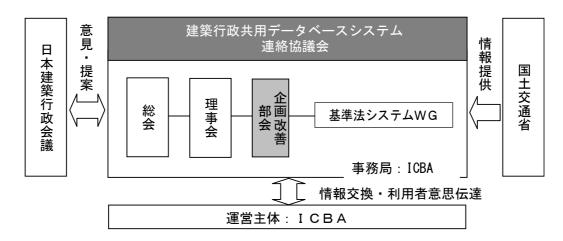
平成27年度は、以上を踏まえて実証実験を実施し、運用ルールへの反映を図る。

結果:神奈川県の運用においては、システムの機能も含めた課題が多く、大きなメリットを見出すことができなかった。 **別紙3** 

## 3. 平成28年度のスケジュール

## (1)検討体制

企画改善部会2回、基準法システムWG3回程度。



通知・報告配信システムの運用に関する課題検討は、これまで5年間にわたる取り組みでほぼ煮詰まってきたとも思われる。

そこで今後は、例えば指定確認検査機関における概要書等の電子ファイル化の状況等、通知・報告配信システムの運用上ポイントとなる事項について実態調査を行い、普及促進の方策検討の材料を整理することも視野に入れる。

## (2)企画改善部会の構成

平成27年度の部会員を基本として構成する。

## (3) 検討課題

- ・通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・利用者のニーズ・シーズの収集、集約
- その他

## 企画改善部会における 通知・報告配信システム 検討経過

時期	内容	備考	
H22.11.22	共用データベース総会	企画改善部会設置	
12.21	企画改善部会	試行運用方法について検討	
H23.03.08	企画改善部会	試行運用方法について検討	
04.28	共用データベース総会	試行運用方法の検討状況報告	
		・試行運用では紙と電子データ並行送付とし、データ送信 必須の範囲、業務迅速化の度合い、業務への支障有無、 システムの機能チェック等を行う。	
07.05	企画改善部会	試行運用方法について検討	
	基準法システムWG	<ul> <li>・試行運用におけるデータ送信は、確認審査報告書のみ (建築計画概要書記載事項は除く)の送付から開始し、 これが特定行政庁での概要書検索にメリットをもたら すかのチェックも行う。</li> <li>・送信機関は、日本ERI及びビューローベリタスジャパンとし、送信先行政庁はICBAが調整する。</li> <li>・共用データベースの専用フォーマットによらず、EXCELを利用したデータ送受の提案あり。</li> </ul>	
10.27	企画改善部会	試行運用の協力機関と概要確認	
		・「通知・報告配信システム運用ガイドライン及び運用団 体一覧」サイトイメージ作成	
11.01	試行運用開始	・日本ERI→新潟市 ※確認審査報告書のみ送信 ・ビューローベリタス→さいたま市	
11.11	共用データベース総会	試行運用の協力機関と概要報告	
H24.03.31	試行運用一部終了	・日本ERI→新潟市:建築計画概要書データがないとデータ受信のメリットがないため、試行運用を終了。 ・ビューローベリタス→さいたま市:申請書4・5面データについて紙省略を2/15より開始。	
04.27	共用データベース総会	試行運用進捗報告	
09.27	企画改善部会	実証実験の方針決定	
		・紙送付併用の場合、紙省略した場合各々でメリットがないかを検証するため、郵送(紙)本位型、データ本位型による実証実験の実施を決定。 ・EXCELを利用したデータ送受における課題を抽出するため、EXCEL利用型による実証実験の実施を決定。	
12.18	実証実験開始	確認審査報告書及び建築計画概要書の送信	
		・郵送本位型:大阪府下指定機関2機関→大阪府 ・郵送本位型:ビューローベリタス→さいたま市(23 年 度からの継続)	
H25.02.20	実証実験追加	・EXCEL 利用型: 茨城県 (既存 EXCEL データの取込み)	
03.21	企画改善部会	・郵送本位型で、紙文書の一括投函による郵送料等削減を 期待したものの、法令や業務実態に照らし、最低週2回 の投函が必要であり、指定確認検査機関にメリットが出 ないことが判明(但し、同一送付先に毎回大量送付して	

時期	内容	備考	
		いる場合のメリットまで否定はしない)。 ・データ本位型は実験継続中。但し、データ本位型とする ためには、特定行政庁における告示等の手続が必要とな る場合あり。	
04.26	共用データベース総会	実証実験の経過報告	
08.01	実証実験一部終了	・郵送本位型:大阪府下指定機関2機関→大阪府 終了 ※ビューローベリタス→さいたま市は継続	
09.20	企画改善部会	実証実験の方針決定 ・データ本位型においても、紙送付は必要との認識が示される。	
		・さいたま市の実証実験をもとに、「通知・報告のオンラ イン化に関する留意事項」をとりまとめ。	
10.31	実証実験一部終了	・茨城県における実証実験を終了。留意点等とりまとめ。	
11.01	実証実験ステップアップ	・ビューローベリタス→さいたま市 にて、中間・完了検 査引受通知の紙省略を開始	
H26.02.25	基準法システムWG	実証実験方法検討 (データ本位型) ・アール・イー・ジャパン→大阪府	
03.01	実証実験追加	・データ本位型:アール・イー・ジャパン→大阪府 (H26.03 末までの1か月間で終了、データ送信継続可能との判断)	
03.20	企画改善部会	・データ本位型において、PDF を書類別に作成するとファイルの命名手間が大きいことから、1物件1PDFで対応したい旨要望あり。 ・EXCEL利用型の留意点を確認。	
05.01	実証実験ステップアップ	・ビューローベリタス→さいたま市 にて、中間・完了検 査報告の紙省略を開始	
07.18	共用データベース総会	実証実験の経過報告	
09.17	企画改善部会	実証実験の方針決定 ・大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ ・さいたま市・ビューローベリタスジャパンによる「データ本位型」実証実験継続 ・その他「データ本位型」実証実験の追加	
10.01	実証実験ステップアッ プ	・ビューローベリタス→さいたま市 にて、確認審査報告 の紙省略を開始。これにより、通知・報告すべてがデー タ本位型に。	
H27.01.13	基準法システムWG	実証実験方法検討(データ本位型) ・神奈川県内指定確認検査機関→神奈川県	
01.14	基準法システムWG	実証実験経過確認 (データ本位型) ・ビューローベリタス→さいたま市	
01.31	実証実験終了	・データ本位型: ビューローベリタス→さいたま市 2月 よりそのまま本運用に移行	
02.05~	基準法システムWG	府内特庁・指定機関による活用のための課題調整 ・大阪府内での運用準備	
03.20	企画改善部会	・「運用の手引」作成 ・変更届、庁内決裁等における紙の要否について議論	

時期	内容	備考
		・データ送信における「提出」と「到達」「受領」「収受」 の関係について課題提起
07.24	共用データベース総会	実証実験の経過報告
09.01	大阪府におけるデータ	· H27.3 企画改善部会以降、府内特定行政庁及び指定確認
	送信参加機関増	検査機関との調整により、参加機関が増加
09.18	企画改善部会	・大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュ アップ ・神奈川県による「データ本位型」実証実験方針検討
10.01	実証実験開始	データ本位型: ビューローベリタス→神奈川県
10.30~	基準法システムWG	・大阪府内でのさらなる普及のための検討
12.21	実証実験終了	データ本位型:ビューローベリタス→神奈川県
H28.03.04	基準法システムWG	・実証実験結果を踏まえ、神奈川県における問題点及び課 題を整理
03.18	企画改善部会	データ本位型に対する意見交換

## 通知・報告配信システム(データ本位型) 運用の手引

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会

## はじめに

本資料は、今後、通知・報告配信システムの運用によってペーパーレス化を進めようとする 特定行政庁及び指定確認検査機関においてご参照いただくため、その運用方法の詳細や留意 事項等を、企画改善部会における実証実験を基にまとめたものです。

実証実験では、本資料に記載した運用方法により、特定行政庁及び指定確認検査機関双方でメリットを得られることを確認しております。

なお、法令上の通知・報告を、従前どおり紙原本の郵送を正として扱う方法を「郵送本位型」、 送信データを正として扱う方法を「データ本位型」と呼びます。

#### 主な改訂履歴

Ē	<b>沙</b> 訂日	改訂内容		
2	27. 03. 20	初版		
2	28. 03. 18	4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例 実証実験の結果を踏まえて記事追加 5. 指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例 実証実験の結果等を踏まえて記事追加 関係法令 建築基準法改正(平成 26 年公布分)による条項ずれを反映し、全体を再整理		
		建築基準法改正(平成 26 年公布分)による条項すれを反映し、全体を再整理 民法、行政手続法等の関係規定を追加		

## 目 次

1. 概要	4
(1)適用条件と適用効果	4
2. 運用ルール	6
(1) 送信対象文書と送信形式	6
(2) 留意事項	
3. 特定行政庁で指定すべき事項	8
(1) 指定すべき事項と根拠法令	
(2) 指定方法	
(3) その他	
4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例	9
(1) 決裁前(データ到着時)	
(2) 決裁後	
(3) 紙原本受領後の処理	
<ul><li>(4) システム上の制約等</li></ul>	
5. 指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例	
(1) 送信データ作成	
(2) 送信日付の管理	
(3) データ送信後の修正	
(4) 紙原本の管理等	
<b>関係法令</b>	

#### 1. 概要

通知・報告配信システムをデータ本位型(法令上の通知・報告をデータを正として扱う方法) で運用することにより、特定行政庁における入力手間はもとより、指定確認検査機関においても作業手間や郵送費用が削減できます。

但し、削減効果 (メリット) を得るためには、送信・受信に係るシステム環境の整備のほか、 これまで紙ベースで対応してきた業務をデータに置き換えるための業務体制にも留意する必 要があります。

そこでまず、データ本位型でメリットを得るための、特定行政庁及び指定確認検査機関各々の適用条件や運用ルールの概要を示します。

#### (1)適用条件と適用効果

特定行政庁及び指定確認検査機関各々における適用条件、適用効果は下記のとおりです。 これから通知・報告配信システムの運用準備をしようとする場合は、適用条件が「先行投資」 に当たり、「適用効果」が投資による利益ということになります。

## 特定 行政庁

#### 適用条件

- ・台帳・帳簿登録閲覧システムを導入していること (又は独自の台帳システムに配信システム連携機能が装備されていること)
- ・行政手続オンライン化法主務省令に基づく事項を指定していること(注1)
- ・建築計画概要書閲覧、建築工事届の処理への対応等、データ本位型となった場合の業務体制を構築していること(**注2**)

## 適用効果

入力手間の大幅な削減

配信 システム

#### 運用ルール (注3)

- ・全情報を電子データにて送信する。但し、建築計画概要書、建築工事届、 建築主変更届等については、月1回、紙原本も送付する。
- ・通知・報告における指定確認検査機関の押印は、ICBA の発行した識別番号 及び暗証番号の入力により代える(押印不要となる)。

#### 適用条件

・台帳・帳簿登録閲覧システム、NICE 確認検査受付システムのいずれかを導入していること

(又は独自の帳簿システムに配信システム連携機能が装備されていること)

・送信すべき書類すべてのスキャナ画像保存等、データ本位型となった場合の業 務体制を構築していること(**注4**)

## 指定確認 検査機関

#### 適用効果

- ・郵送手間(報告書印刷、押印、封入)の低減
- ・郵送費用の削減
- ・通知報告作成期限の緩和(注5)

- **注1** 特定行政庁は、法令によりデータ送信の方法を指定することとされています。具体的な指定内容や指定方法については、「3. 特定行政庁で指定すべき事項」をご参照ください。
- **注2** データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によって異なります。「4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例」をご参照ください。
- 注3 送信方法の詳細は「2. 運用ルール」をご参照ください。 データ本位型とできる法的根拠は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律(行政手続オンライン化法)第3条、押印を省略できる法的根拠は同条第4項及 び国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る法律施行規則(主務省令)第7条、共用データベース利用契約第2条及び第3条で す。(巻末 資料編 参照)
- **注4** 指定機関の業務体制については、「指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例」をご参照ください。
- **注5** 紙ベースによる通知・報告は、申請引受又は確認日から7日以内に特定行政庁に到達させるため、郵送日数を差し引いて送付する必要がありますが、データ本位型では瞬時に到達するため、実質的に郵送日数分の期限緩和と同じことになります。

## 2. 運用ルール

具体的な送信方法についてご説明します。

## (1)送信対象文書と送信形式

送付すべき文書について、どのような形式でデータを送るかを表にまとめました。

基本的には指定確認検査機関が備え付け保存する帳簿の記載事項を文字データとし、それ以外についてはスキャナによる画像データで送信すればよいこととしています。

但し、建築計画概要書第一・二面については、文字化け等への対応を考慮し、文字データと 画像データの両方を送信します。

原本送付欄に記載のある文書は、法定上の手続はデータ送信で完了しているものの、特定行政庁が原本を保存しておくべきとの観点等から、月1回程度の頻度で一括送付すべきとされたものです。

#### <データ送信欄の凡例>

XML: 文字情報として入力したデータを、ICBA の定める XML フォーマットに変換したもの。

PDF: スキャナで作成した画像データ。特定行政庁側で表示が可能なフォーマットであれば、

PDF のほか、TIFF、JPEG 等でもよい。

#### ①確認審査報告(建築物)

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙(16 号様式)	確認済証番号・年月日等	XML	派不及口
建築計画概要書	建築主等の概要、建築物及び	XML	
第一・二面	その敷地に関する事項		
建築計画概要書	上記事項、付近見取図・配置	PDF	月1回
第一・二・三面	図		
確認申請書	建築物別概要、	XML	
第四・五面	建築物の階別概要	又は PDF	
チェックリスト、構立	PDF		
建築工事届	PDF	月1回	
建築主変更届等	PDF	月1回	
(建築計画概要書記			
浄化槽設置届等		月1回	

※計画変更については上記に準じます。

#### ②中間検査引受通知(建築物)

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙(30 号様式)	確認済証番号・年月日等	XML	

※完了検査引受通知については上記に準じます。

#### ③中間検査報告(建築物)

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙(32 号様式)	確認済証番号・合格証番号、 年月日等	XML	
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工 事の概要	XML	
検査申請書第四面	工事監理の状況	PDF	
チェックリスト		PDF	

※完了検査報告については上記に準じます。

## (2) 留意事項

- ・指定確認検査機関によるデータ送信は、法定期限内に行うものとします。
- ・特定行政庁は、原則としてデータが到達した日を通知・報告が提出された日として扱います。
- ・指定確認検査機関は、法定の確認審査報告書等(押印した報告書と添付書類)は、ICBA より発行された識別番号及び暗証番号(共用データベースへのログイン時の ID 及びパスワード)の入力により押印に代えるものとします。
- ・特定行政庁への事前相談が義務付けられていて、各物件に当該特定行政庁による固有の管理番号を付した上での報告が必要な場合は、指定確認検査機関においては、建築計画概要書の余白欄に当該番号を記入した上で、スキャナで画像データ化することとします。
- ・画像データの解像度は、300dpi 又は 400dpi とします。

## 3. 特定行政庁で指定すべき事項

データ本位型で運用する場合、すなわち法令上の通知・報告をデータを正として扱う場合、根拠 法である行政手続オンライン化法では、行政機関等たる特定行政庁にその具体的方法が委任され ています。このため、特定行政庁においては、行政手続オンライン化法主務省令に基づき、具体 的方法を指定する手続が必要となる場合があります。

この手続は、「テスト運用」としてデータ本位型とする場合においても、紙原本の郵送を行わない こととする限りは、当該テスト運用前に済ませておく必要がありますのでご注意ください。

## (1) 指定すべき事項と根拠法令

通知・報告は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条及び主務省令第3条によると、「行政機関等が指定する様式に記録すべき事項」を「電子計算機」に入力することにより、書面により行われたものとみなされます。

また、主務省令第7条によると、「署名等に代え」る措置として「行政機関等が指定するところにより」、「識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力」することとされています。

以上の各条項において「行政機関等(特定行政庁)が指定する」こととされるのは次の2点です。

- ◆様式に記録すべき事項 等(主務省令第3条第一号~第三号)
- ◆識別番号及び暗証番号の入力に係る事項(主務省令第7条第一号)

なお、識別番号及び暗証番号の指定については、特定行政庁及び指定確認検査機関がICBAと締結する共用データベース利用契約にも記載されており、これが上記指定を補強する役割を担っています(後掲「共用データベース利用契約」参照)。

#### (2) 指定方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び主務省令においては、指定方法についての規定もありませんので、各特定行政庁でその指定方法を判断することになります。

具体的には、送信元の指定確認検査機関に出す依頼文書に、前掲「2. 運用ルール」を記載する 等が考えられます。

#### (3) その他

以上のほか、特定行政庁で定める規則等で別途手続きが必要となる場合があります。

具体的には、「市の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の規定により、手続き等を特定行政庁の施行細則に定めた例(注)があります。

注: さいたま市建築基準法施行細則(第27条)

## 4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例

データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によっても異なります。 また、台帳・帳簿登録閲覧システムにスキャナによる画像データを登録しているか等、どこまで データ化するかによっても異なります。

以下、台帳・帳簿登録閲覧システムにスキャナによる画像データまで登録し、建築計画概要書の 閲覧は紙で対応、軽微な変更が発生した場合は紙・文字データ・画像データのすべてに変更を反 映させている市を事例に、どのような方法でデータ本位型に対応しているかを説明します。

## (1) 決裁前(データ到着時)

- ・到着したデータについては、台帳システムへの登録後に課内決裁している場合がある。台帳システム操作担当者は、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを印刷し、建築工事届以外を決裁に回す。
- ・台帳システムでの検索をスムーズに行うため、例えば地名地番の表記を全角アラビア数字で統一する等のルールにより入力している場合がある。この場合、到着したデータは一般にこのルールには従っていないため、ルールどおりに修正することが必要。
- ・法6条1項の区分は法定外項目であるため、特定行政庁側での追加入力が必要。
- ・印刷した建築工事届は、着工統計処理の担当者に渡す。着工統計担当者が県からの委託に基づいて OCR 用紙への転記作業を行うのは従前どおり。

#### (2) 決裁後

#### ①概要書閲覧への対応

・概要書閲覧担当者は、決裁文書から建築計画概要書を抜き取り、閲覧用ファイルに綴じ込む。

#### ②軽微変更や不備訂正への対応

・建築主変更等の軽微変更や記載事項不備による訂正箇所が発生した場合、まずは紙の建築計画 概要書を朱書き訂正を行う。次に、当該朱書き訂正版のスキャナ画像 (PDF) を作成し、台帳シ ステムに取り込む (訂正前の PDF と差し替える)。最後に、台帳システムの文字入力箇所に当該 訂正内容を反映させる。

このようにして、建築計画概要書の PDF と入力データは常に最新の状態を保っている。

・なお、台帳システムの文字入力箇所への反映方法は、「上書き」と「履歴を残して登録」の2と おりがあるが、どちらを使うかは現場判断としている。

#### (3) 紙原本受領後の処理

- ・さきに閲覧用ファイルに綴じ込んだ(送信データから印刷した)建築計画概要書は、月に1回 送られてくる紙原本と差し替えた上で廃棄する。
- ・差し替えの際、さきに綴じ込んだ概要書に朱書き訂正が発生している場合は、紙原本に同じ内 容を再度朱書きした上で差し替える。
- ・差し替えと同時に、紙原本のスキャナ画像 (PDF) を作成し、台帳システムに取り込む (さきに 登録した PDF と差し替える)。
- ・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄するのは従前どおり。

#### (4)システム上の制約等

- ・台帳システムでは、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを「一括して印刷」することができないため、1物件ずつ、報告書印刷、概要書印刷という単位で分けて印刷する必要がある(一括印刷の装備が望まれる)。
- ・受信データについて、建築計画概要書や建築工事届が漏れなく届いているかは、実際に印刷したり、1件ずつプレビューしたりしないとわからない(「添付ファイル一覧」のような画面の装備が望まれる)。
- ・受信データから複数物件を一度に印刷すると、印刷した建築計画概要書には受付番号や確認番号の印字がないため、どれがどれだかわからなくなる(印字機能の装備が望まれる)。
- ・手入力の物件と各指定機関からの送信物件について、地名地番の表記に生じたばらつき(1丁目1番、一丁目1番、1-1など)は、一度に検索することができない(あいまい検索への対応が望まれる)。
- ・引受通知が検査報告と同じように詳細画面に表示されるため、紛らわしい。引受通知の場合は番号・発行日・建築主・地名地番が空欄表示であること、状態欄が「審査中」の表示のままであることをもって区別できるとされているが、一見ミスデータのように見える。(引受通知として検査報告と明確に表示されることが望まれる)。
- ・紙送付の運用上、指定確認検査機関の担当者名や連絡先が記載されてきたので、データ本位型 においてもこれらが表示される必要がある(担当者名・連絡先欄の追加が望まれる)。
- ・報告書の頭紙に記載された内容(確認済証番号等)は、台帳登録後も修正することができないため、誤記があった場合はICBAに修正依頼する必要がある(特定行政庁側で修正可能とすることが望まれる)。
- ・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄することについて、これがデータと なった場合は1物件ずつ検索して削除するのは手間がかかる(保存期間が終了した際に一括削 除できる機能が望まれる)。
- ・通知・報告配信システムの添付ファイル容量が1物件当たり5MBに制限されている。もしそれ を超える物件が発生した場合は、複数に分けて送信する必要がある。

### 5. 指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例

指定確認検査機関において、データ本位型によるデータ送信の開始に伴って必要となった事項等 について説明します。なお、以下は従前より確認申請書等をスキャナにて画像データ化してきた 指定確認検査機関へのヒアリングを基にまとめております。

#### (1)送信データ作成

### ①文字データ

- ・建築計画概要書2面までは指定確認検査機関の独自システム(以下「送信システム」という) に入力することが必要。
- ・確認申請書4~6面については、最低限 PDF データ等の送信が必要。文字入力してこれを送信する場合は、これを PDF データの送信に代えることが可能。
- ・データ送信以前はあくまで「社内データ」であったものが、データ送信後は「外部向けデータ」 となるため、入力データのチェックに時間を割くケースがある。

## ②PDF データ

・送信システムにおいて、文書保存サーバから送信対象物件の画像データを指定することにより、 PDF データの送信を実施。

## (2) 送信日付の管理

従前は、報告日(確認審査報告書等の右上に記載する日付)のみ記録すればよかったが、データ送信開始に伴い、「データ送信日」と「紙原本の投函日」の2項目を新たに管理する必要を生じた。

#### ①データ送信日

・独自システムには自動的に記録されるが、月1回の原本送付に添付する「送付状」にも当該物件のデータを送信した日付を記載し、特定行政庁と紙での情報共有を図っているケースがある。

#### ②紙原本の投函日

・法的な日付ではないものの、実務上は記録が必要である。

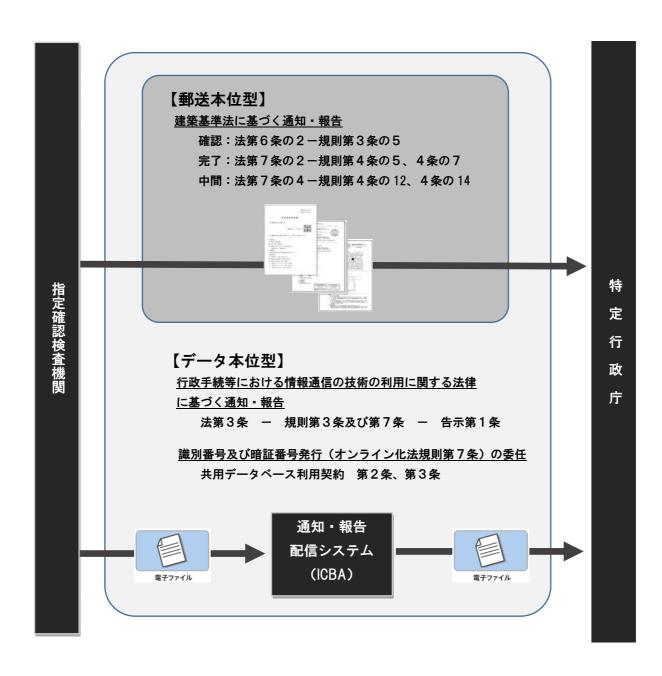
#### (3) データ送信後の修正

- ・データ本位型の場合は、誤記等による修正が発生した場合は再送信が原則であるが、運用上は 特定行政庁にてデータ修正することもある。この点は紙送付における修正と変わるところはな いと考えられる。
- ・軽微変更の場合、その旨の通知書を特定行政庁に送付する。軽微変更の通知は、通知・報告配信システムによらずに紙送付が原則となっている。

#### (4) 紙原本の管理等

・取扱件数が多い場合は、通常の物件(週2回以上投函)と、データ本位型の物件(月1回投函) で文書ボックスを分けて見やすくするケースがある。 通知・報告配信システム (データ本位型) 運用の手引き

## 関係法令



#### 建築基準法

#### 第6条の2(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

5 第1項の規定による指定を受けた者(注:指定確認検査機関)は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

#### 第7条の2(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)

6 第1項の規定による指定を受けた者(注:指定確認検査機関)は、同項の検査をしたときは、<u>国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成</u>し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

#### 第7条の4(国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)

6 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項の検査をしたときは、<u>国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成</u>し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

## 建築基準法施行規則

#### 第3条の5 (確認審査報告書)

法第6条の2第5項 (法第87条第1項、法第87条の2 又は法第88条第1項 若しくは第2項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第6条の2第1項 の確認済証又は同条第4項 の通知書の交付の日から7日以内とする。

- 2 法第6条の2第5項 に規定する確認審査報告書は、別記第16号様式による。
- 3 法第6条の2第5項の<u>国土交通省令で定める書類</u>(法第6条の2第1項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
  - イ 建築物 別記第2号様式の第四面から第六面までによる書類並びに別記第3号様式による建築計画概要書
  - ロ 建築設備 別記第8号様式の第二面による書類
  - ハ 法第88条第1項 に規定する工作物 別記第10号様式(令第138条第2項第1号 に掲げる工作物にあつては、別記第8号様式(昇降機用))の第二面 による書類
  - ニ 法第88条第2項 に規定する工作物 別記第12号様式による築造計画概要書
- 二 法第 18 条の 3 第 1 項 に規定する確認審査等に関する指針(以下単に「確認審査等に関する指針」という。) に従って法第 6 条の 2 第 1 項 の規定による確認のための審査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が 定める様式によるもの
- 三 適合性判定通知書又はその写し
- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

#### 第4条の5 (完了検査引受証及び完了検査引受通知書の様式)

法第7条の2第3項 (法第87条の2 又は法第88条第1項 若しくは第2項 において準用する場合を含む。 次項において同じ。)の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第22号様式による。

- 2 法第7条の2第3項 の規定による検査の引受けを行つた旨の通知の様式は、別記第23号様式による。
- 3 前項の通知は、法第7条の2第1項 (法第87条の2 又は法第88条第1項 若しくは第2項 において準用する場合を含む。第4条の7において同じ。)の検査の引受けを行つた日から7日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から4日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

#### 第4条の7 (完了検査報告書)

法第7条の2第6項 (法第87条の2 又は法第88条第1項 若しくは第2項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第7条の2第5項 (法第87条の2 又は法第88条第1項 若しくは第2項 において準用する場合を含む。)の検査済証の交付の日又は第4条の5の2第1項 の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 2 法第7条の2第6項 に規定する完了検査報告書は、別記第25号様式による。
- 3 法第7条の2第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 別記第19号様式の第二面から第四面までによる書類

- 二 確認審査等に関する指針に従つて法第 7 条の 2 第 1 項 の規定による検査を行つたことを証する書類として 国土交通大臣が定める様式によるもの
- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

#### 第4条の12(中間検査引受証及び中間検査引受通知書の様式)

法第7条の4第2項(法第87条の2 又は法第88条第1項 において準用する場合を含む。次項において同じ。) の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第29号様式による。

- 2 法第7条の4第2項 の規定による検査の引受けを行つた旨の通知の様式は、別記第30号様式による。
- 3 前項の通知は、法第7条の4第1項(法第87条の2 又は法第88条第1項において準用する場合を含む。 第4条の14において同じ。)の検査の引受けを行った日から7日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が 完了した日から4日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

#### 第4条の14 (中間検査報告書)

法第7条の4第6項 (法第87条の2 又は法第88条第1項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第7条の4第3項 (法第87条の2 又は法第88条第1項 において準用する場合を含む。)の中間検査合格証の交付の日又は第4条の12の2第1項 の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 2 法第7条の4第6項 に規定する中間検査報告書は、別記第32号様式による。
- 3 法第7条の4第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 別記第26号様式の第二面から第四面までによる書類
- 二 確認審査等に関する指針に従つて法第7条の4第1項 の規定による検査を行つたことを証する書類として 国土交通大臣が定める様式によるもの
- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

#### 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

#### 第2条(定義)

- この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。
- イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは…(以下略)
- ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの
- ハ 地方公共団体又はその機関(議会を除く。)
- ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)第2条第1項 に規定する独立行政法人をいう。)
- ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 108 号) 第 2 条第 1 項 に規定する地方独立行政 法人をいう。)
- へ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人(地方独立行政法人を除く。)のうち、政令で定めるもの
- ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
- チ ニからトまでに掲げる者(トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。)の長
- 三 <u>書面等</u> 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 <u>申請等</u> 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。)において行われるものを除く。)をいう。(注:確認審查報告は申請等に該当)七 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知(不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。

#### 第3条(電子情報処理組織による申請等)

行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の 使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る<u>電子計算機に備えられたファイルへの</u>記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、<u>行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u>

#### 【補足説明】

第3条第1項に基づき、特定行政庁は、通知・報告のうち建築基準法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、オンラインシステムを使用して行わせることができます。

オンラインシステムで行った通知・報告は、第2項に基づき、書面と同等に取り扱うこととなります。

すなわち、主務省令で定める方法で送信させた通知・報告に関しては、書面等の送付として取り扱うことになります。

第3項の「到達」、第4項の「署名等」については後述します。(文責 ICBA)

## 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 施行規則

#### 第1条(趣旨)

行政機関等が、国土交通省の所管する法令に係る手続等を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

#### 第3条(電子情報処理組織による申請等)

電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合する電子計算機(以下この条において単に「電子計算機」という。)から次に掲げる事項を入力して、申請等を行わなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定めるところにより、申請等を行う者が、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

- 一 行政機関等が指定する様式に記録すべき事項
- 二 <u>当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載すべ</u>き又は記載されている事項(前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。)
- 三 <u>当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項</u>(第一号に掲げる事項は、その記録を省略することができる。)
- 2 行政機関等は、前項第二号に規定する書面等又は同項第三号に規定する電磁的記録のうち国土交通大臣が告示で定める事項が入力され申請等が行われたときは、国土交通大臣が告示で定める期間、当該入力事項の確認のために必要な限度において当該書面等又は電磁的記録の提出を求めることができる。
- 3 行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、第1項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものとともに送信しなければならない。
- 一 商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号) 第 12 条の 2 第 1 項 及び第 3 項 (これらの規定を他の法令の規定 において準用する場合を含む。) の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平成 14 年法律第 153 号) 第 3 条第 1 項 に規定する電子証明書
- 三 前二号に規定するもののほか、国土交通大臣が告示で定める電子証明書
- 4 <u>行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事</u>前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。
- 5 申請等を行う者は、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、第1 項第二号に掲げる事項のうち行政機関等が指定するものについて入力を要しない。
- 一 申請等を行う者に係る第3項各号に掲げる電子証明書を送信するとき。
- 二 電気通信回線を使用して提供される登記情報 (電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 (平成 11 年法律第 226 号) 第 2 条第 1 項 に規定する登記情報をいう。) の利用を行政機関等に依頼するとき。
- 三 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則(平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 12 号)第 223 条に規定する電磁的方法により国土交通大臣が告示で定める期間を経過する日まで不特定多数の者が その提供を受けることができる状態に置くとき。
- 四 法令の規定により添付すべきこととされている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報を、行政機関等が指定する地理情報システムにより作成し、これを送信するとき。
- 6 法令の規定に基づき有体物(書面等及び電磁的記録を除く。)又は第1項第二号に掲げる事項のうち国土交通大臣が告示で定める書面等の提出又は提示を要する申請等を行う者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行うときは、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該有体物又は書面等を提出し又は提示しなければならない。

- 7 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該書面 等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力して送信し当該情報が行政機関等に到達した場合は、 当該法令の規定において必要とされている部数の書面等が提出されたものとみなす。
- 8 第1項の規定により申請等を行った者が当該申請等に係る手数料を納付するときは、他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、当該申請等を行ったことにより得られた納付情報により、当該手数料を納付するものとする。

#### 第7条(氏名又は名称を明らかにする措置)

一行政機関等は、次の各号に掲げる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合において、当該手続等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせ、又は代えることができる。

- 一 申請等 行政機関等が指定するところにより、第3条第1項の規定により入力された事項についての情報に 電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第3項各号のいずれかに該当するもの とともに送信すること又は同条第4項における識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力すること。
- 二 処分通知等 第4条第3項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条同項に規定するものとともに当該処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置くこと。
- 三 作成等 前条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であって第4条第3項に規定するものを添付すること。

#### 【補足説明】

第3条において、オンラインシステムを使用して通知・報告を行う者は、告示に従い、コンピュータから次に掲げる事項を入力することされています。

- ー 特定行政庁が指定する様式に記録すべき事項
- 二 添付書面等による提出物に記載すべき事項
- 三 電子メディアでの提出物に記録すべき事項

第7条第一号では、特定行政庁が指定するところにより、第3条第4項におけるユーザーID及びパスワードをコンピュータから入力することで署名等に代えられるとされています。(文責 ICBA)

## ■国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示

- 第1条 申請等を行う者が国土交通省の所管する法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。)第3条第1項に基づき<u>同項第2号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記録されている事項と相違無い旨を記録させることができる。</u>
- 2 規則第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 行政機関等が交付するソフトウェア又は<u>行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能</u>又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。
- 二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。
- 3 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、規則第3条第1項ただし書の規定に基づき書面等又は電磁的記録を提出するときは、当該申請等を行った後、速やかに、当該書面等又は電磁的記録に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、当該書面等又は電磁的記録を提出しなければならない。

第2条 規則第3条第2項に規定する書面等及び電磁的記録は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 登記簿の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は印鑑証明書
- 二 前号に掲げるもののほか、行政機関等が指定するもの
- 3 規則第3条第2項に規定する期間は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
- 一 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第三号に規定する申請 申請が行政機関等に到達した日から当該申請に対する諾否の応答としての処分通知等を行うまでの期間
- 二 行政手続法第2条第七号に規定する届出 届出が行政機関等に到達した日から3月を経過するまでの期間
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知 当該通知等が行政機関 等に到達した日から3月を経過するまでのの期間

第3条 規則第3条第3項第三号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 政府認証基盤(複数の認証局によって構成される認証基盤であって、国の行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続等を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。)におけるブリッジ認証局(政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの(規則第3条第3項第一号に規定するものを除く。)であって、行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、行政機関等が指定するもの
- 第4条 規則第3条第5項第三号に規定する期間は、申請等を行った日から5年を経過する日までとする。
- 第5条 規則第3条第6項に規定する書面等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法令の規定に基づき行政機関等が証印し又は記載することとされている書面等
- 二 法令の規定に基づき行政機関等に返納することとされている書面等
- 2 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、規則第3条第6項の規定に基づき有体物(書面等及び電磁的記録を除く。)又は前項に掲げる書面等を提出し又は提示するときは、当該申請等を行った後、速やかに、当該有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、当該有体物又は書面等を提出し又は提示しなければならない。
- **第6条** 規則第4条第3項に規定する電子証明書は、政府認証基盤における国土交通省の認証局が作成するもの その他行政機関等が指定するものとする。

#### 【補足説明】

第1条第1項によると、指定確認検査機関が添付書類をスキャナデータにより送信するときは、特定行政庁は、当該スキャナデータが原本と相違ない旨の記録を求めることができるとされています。

共用データベースでは、これに対応した機能は特に用意していませんので、特定行政庁は必要に応じ、原本と相違ない旨を記した書面を添付ファイルとして送信するよう求めることが考えられます。

第1条第2項下線部(コンピュータの技術的基準)について、第一号では、「行政機関等の使用に係る電子計算機」が共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機に該当します。ここから「入手したソフトウェア」は、通知・報告配信システムが該当します。

「行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式」は、通知・報告配信システムの提供するフォーマットまたはインターフェースが該当します。(説明文責 ICBA)

#### ■共用データベース利用契約(特定行政庁・指定確認検査機関共通)

#### 第2条(契約サブシステム)

6 乙(注: I C B A) がユーザー I D 及びパスワードを指定確認検査機関にあてて発行したときは、特定行政 庁は、それらを行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(省令を含む。以下「行政手続オンライン化法」という。)に基づき、乙が特定行政庁の委任を受けて発行した識別番号及び暗証番号として取り扱う。

#### 第3条 (署名を省略する措置)

指定確認検査機関が特定行政庁に送付する文書であって、建築基準法(省令を含む)により署名を要求されている文書については、次の方法により、データベースシステムを介して送付することができる。

- ① <u>指定確認検査機関は、データベースシステムを利用する際、第2条第6項記載のユーザーID及びパスワードを入力し、文書を送付する。</u>
- ② 特定行政庁は、①によるユーザーID及びパスワードの入力を、行政手続オンライン化法に基づく署名に 代わる措置として取り扱う。

#### 【補足説明】

共用データベースを利用する特定行政庁及び指定確認検査機関は、原則として上記条項を記載した共用データベース利用契約をICBAと締結しています。

この条項は、指定確認検査機関による通知・報告配信システムの利用において入力する識別番号及び暗証番号について、その発行行為の委任をICBAが受けたものとして対応し、個々の特定行政庁から指定確認検査機関への発行行為を不要とするものです。

これは、主務省令第7条による、識別番号及び暗証番号の入力方法の指定を補強する位置づけとなっています。 (説明文責 ICBA)

#### 民法

(隔地者に対する意思表示)

**第**97**条** 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。 (期間の計算の通則)

第 138 条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めが ある場合を除き、この章の規定に従う。

(期間の起算)

第139条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第141条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

#### 行政手続法

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

## 最高裁判決 昭和33年(才)第315号、同36年4月20日第一小法廷

http://www.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/detail2?id=53631

隔地者間の意思表示に準ずべき右催告は民法 97 条により(中略)到達することによってその効力を生ずべき筋合のものであり、<u>ここに到達とは</u>(中略)受領の権限を付与されていた者によって受領され或は了知されることを要するの謂ではなく、それらの者にとって了知可能の状態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲(支配圏)内におかれることを以て足るものと解すべきところ

(昭和6年2月14日、同9年11月26日、同11年2月14日、同17年11月28日の各大審院判決参照)

#### 【補足説明】

建築基準法第6条の2及び同施行規則第3条の5にて、確認審査報告書及び添付書類は、確認済証交付から7日以内に特定行政庁に提出するとの規定があります。

上記の民法、行政手続法、最高裁判決は、データ送信における「提出」とは何かを検討する際の関係資料として引用したものです。

まず「提出」については、窓口提出ではなく郵送対応となっている実態を踏まえ、民法第97条第1項(隔地者に対する意思表示)によると、その意思表示の効力を生ずるのは「到達した時」とされています。すなわち郵送においては、投函ではなく、相手に到達してことをもってはじめて「提出」したことになると考えられます。

到達後、特定行政庁においては、受領、収受という流れで事務が進みますが、行政手続法第7条によれば、到達を 契機として審査を開始することが規定されています。これは、到達した段階で、受領、収受を待たずに申請(ここで は通知・報告のこと)が完了することを意味します。

なお、厳密な意味での到達について、判例(最高裁昭和33年(才)第315号、同36年4月20日第一小法廷判決)によれば、意思表示の書面が受領の権限を付与されていた者の支配圏内におかれることで足りるとされています。 言い換えれば、閉庁期間であっても守衛室などに到達さえすれば提出したことになる可能性があるわけです。

但し、民法第 138 条~第 142 条によれば、提出期限は確認済証交付の翌日から起算して7日目の終了時点(24:00)であり、その日が休日である場合はさらにその翌日とできる可能性があります。

以上は紙提出の解釈ですが、翻ってデータ送信について法令を見ると、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第3項によれば、到達とは「行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とされています。

以上をまとめると次のとおりです。

- ①データ送信における「提出」とは、通知・報告配信システムに送信データが記録され、特定行政庁で参照可能な 状態とすることを指し、特定行政庁の担当者によってデータの到達したことが了知されたかどうかは無関係で あること。
- ②データの到達時刻が閉庁期間に当たった場合も「提出」されたとみなし得ること。
- ③データの到達期限は、確認済証交付の翌日から起算して7日目の 24:00 であり、その日が休日である場合は民法第 142 条に基づいてさらにその翌日とできる可能性があること

(説明文責 ICBA)

#### 建築行政共用データベースシステムにおける通知・報告配信システムの実証実験結果について

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課

#### 1 実証実験概要

**○目 的** 実際に通知・報告配信システムを利用して、指定確認検査機関から建築確認に係る 通知・報告等を受けることで、手続き上の問題点等を明確にすることを目的とする。

〇実 施 期 間 平成 27 年 10 月 1 日 (木) ~平成 27 年 12 月 21 日 (月) (データ送信期間)

○指定確認検査機関 ビューローベリタスジャパン(株)

**○方** 法 データ本位型(法令上の通知・報告をデータを正として扱う方法)

○運用ルール (別紙3-別添1)参照

#### 2 実証実験結果

#### (1) 通知・報告配信システムによる受理状況

台帳登録件数(平成28年3月1日時点)

通知	土木事務所 ・報告内容	横須賀	平塚	厚木	(厚木) 東部センター	県西	計
	確認引受通知書	4	4	1	2	5	16
通	計画変更確認引受通知書	3	2			1	6
知	中間検査引受通知書	3	12		3	1	19
	完了検査引受通知書	1	4		2	2	9
	確認審査報告書	4	4	1	3	4	16
報	計画変更確認審査報告書	2	1			1	4
告	中間検査報告書	2	12		3	2	19
	完了検査報告書	1	4		1	5	11
	計	20	43	2	14	21	100

#### (2) アンケート調査結果(主な意見)

#### ○通知・報告配信システムを利用してみて、利点と感じたこと

- 入力手間が軽減される。
- 書類誤発送が防げる。

#### ○通知・報告配信システムを利用してみて、問題点があると感じたこと

- ・ 入力データと添付データ(PDF)に齟齬が認められる場合があり、修正が必要となる。
- ・ データ入力ルールが統一化されておらず、入力者(担当者)によって内容にばらつきがあるため、追加入力等の手間がかかる。
- ・ 入力データ内容の確認や通知・報告の収受手続きをパソコン画面とあわせて印刷して確認する 必要があるため、手続きが煩雑で、手間がかかる。
- ・ システム上改善を求めたい事項がある。(自動紐付けが行われない、台帳登録前に報告書等を P D F 印刷できない、台帳登録後に報告書等の内容を修正できない、引受及び報告データの区別が 明確でないため管理上・検索上煩雑となる等)

※ 通知・報告内容別問題点は(別紙3-別添2)参照

#### 3 通知・報告配信システム導入に向けた課題

- ・ システム上改善を求めたい事項については、改善が可能であるか調整が必要。 改善が不可能な場合、運用ルール等により問題点に対処する必要がある。
- 神奈川県におけるデータ入力ルール等の統一化が必要。
- ・ 指定確認検査機関に対し、データ入力ルール等の提示が必要。

#### 運用ルール

#### (1) 送信対象文書と送信形式

## ①確認引受通知(建築物)の場合

		デー		
文書・書類名	記載事項	入力データ	スキャナデータ	原本送付
		(xm1)	(pdf)	
表紙	確認済証番号・年月日等	0*	0*	
建築計画概要書	建築主等の概要、建築物及			
第一・二面	びその敷地に関する事項		O	
建築計画概要書	付近見取図·配置図			
第三面			O	

計画変更については上記に準ずる。

(※ 確認引受通知書(表紙)の入力データは印刷できないため、PDFの送信が必要。)

## ②確認審査報告(建築物)の場合

		デー		
文書・書類名	記載事項	入力データ	スキャナデータ	原本送付
		(xm1)	(pdf)	
表紙(16 号様式)	確認済証番号・年月日等	0		
建築計画概要書	建築主等の概要、建築物及			建築工事届に合
第一・第二面	びその敷地に関する事項	O	0	わせて原本送付
建築計画概要書	付近見取図·配置図			
第三面			0	
確認申請書	建築物別概要、			
第四・五面	建築物の階別概要			
チェックリスト、構	造計算適判結果通知		0	
建築工事届			0	月1回原本送付
建築主変更届、取り	下げ届、取り止め届等			ビューローの場合
				は、紙送付のみ

計画変更については上記に準ずる。

## ③中間検査引受通知(建築物)の場合

文書・書類名 記載事項		データ送信 入力データ (xml)	原本送付
表紙 (30 号様式)	確認済証番号・年月日等	0	

完了検査引受通知については上記に準ずる。

## ④中間検査報告(建築物)の場合

		デー		
文書・書類名	記載事項	入力データ (xml)	スキャナデータ (pdf)	原本送付
表紙(32 号様式)	確認済証番号・合格証番 号、年月日等	0		
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請す る工事の概要	0		
検査申請書 第四面	工事監理の状況		0	
チェックリスト			0	

完了検査報告については上記に準ずる。

(※)建築設備及び工作物については上記に準ずる。

#### (2) 留意事項

- 1 データ送信は、法定期限内に行うものとします。なお、建築確認の引受通知は、建築 確認申請受理日の翌日までに、所管土木事務所へ通知・報告配信システムを利用して 送付するものとします。
- 2 データが到達した日を通知・報告が提出された日として扱います。
- 3 通知及び報告の各書類の送付方法、形式は「(1)送信対象文書と送信形式」によるものとします。
- 4 添付するPDFデータの解像度は300dpiとします。
- 5 建築工事届の原本の送付頻度は、所管土木事務所へ原則毎月1日(休日等の場合は翌 営業日)の1回としますが、確認審査報告時に建築工事届のPDFデータの送付を行 うこととします。その他の文書の原本送付は、建築工事届と合わせて所管土木事務所 へ送付するものとします。
- 6 建築工事届以外の届出(建築主変更届等)の原本の送付については、上記に関わらず、 受理後直ちに送付するものとします。
- 7 データ入力は原則下記のとおりとします。
  - ・地名地番の数字は「全角」で入力
  - ・建築主の名字と名前の間にはスペース(全角)を入力

例) 会社の場合

株式会社[会社名] 代表取締役 [名字] [名前]

#### (3) データ送信対象及び期間

データ送信対象: 平成27年10月1日(木)から平成27年12月21日(月)までの間

に神奈川県(土木事務所)に対して行う通知・報告

データ送信期間: 平成27年10月1日(木)~平成27年12月21日(月)

## 〔土木事務所所管区域一覧〕

土木事務所	所管区域			
横須賀土木事務所	逗子市、三浦市、葉山町			
計画建築部まちづくり・建築指導課	空于印、→佣印、朱田町			
平塚土木事務所	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町			
計画建築部建築指導課	伊务原印、参川町、八城町、二百町			
厚木土木事務所	愛川町、清川村			
計画建築部まちづくり・建築指導課	发川四、			
厚木土木事務所東部センター	海老夕古 应即古 绕湖古			
まちづくり・建築指導課	海老名市、座間市、綾瀬市			
県西土木事務所	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、			
計画建築部まちづくり・建築指導課	開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町			

# シ:システム関連 指:指定確認検査機関関連

【問題点】 【解決策】

(1) 確認引受通知(計画変更含む)					
引受と報告の区別が不明確。	引受と通知の差別化が可能か検 討。 (台帳検索の結果一覧画面や物件 詳細画面で、「引受」「通知」の別を 明示する、引受の「状態」項目の記 載方法を変える等。)	0			
(2) 確認審査報告(計画変更含む)		シ	指		
データ入力範囲によっては、追加入力を要する場合 がある。(法6条1項の区分、用途の区分番号、4面 以降等)	データ入力範囲の検討・統一化。		0		
台帳登録後は誤入力の修正ができない部分があり、 指定確認検査機関での正確な入力が求められる。	台帳登録後も修正が可能となるよう、システム改良が可能か検討。 神奈川県におけるデータ入力ルール(全角半角を含む)の統一化。 指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。	0	0		
(3) 中間検査引受通知(完了検査含む)		シ	指		
引受と報告の区別が不明確。 ・ 台帳検索の結果一覧画面で、引受は「建築主」や「地名地番」等の項目が空欄表示となるが、「申請種別」は報告と同じ(中間検査、完了検査)であるため、ミスデータのように見受けられる。また、(結果一覧画面上では)何の案件かわからない。 ・ 物件詳細画面で、引受は「番号」や「発行日」の項目が空欄表示となるが、「区分」は報告と同じ(中間検査申請、完了検査申請)であるため、ミスデータのように見受けられる。また、確認済証が交付されても、引受の「状態」の項目は「審査中」のまま表示され続け、修正できない。	引受と通知の差別化が可能か検 討。 (台帳検索の結果一覧画面や物件 詳細画面で、「引受」「通知」の別を 明示する、引受の「状態」項目の記 載方法を変える等。)	0			
確認審査報告に紐付けすることから、地名地番や処分番号等について、確認(計画変更を含む)・中間・ 完了を通して同じ表記とすることが望ましい。	指定確認検査機関にデータ入力 ルールを提示。		0		

(4) 中間検査報告(完了検査含む)		シ	指		
第一面(ICBA注:中間検査申請書第一面)の内容は 入力データが送付されないため、追加入力が必要となる。 第三面のデータ入力内容(工事着手年月日等)が添付の申請書の写し(PDFデータ)と異なっている場合がある(確認申請時のデータを流用しているため)。 どちらが正しいのか判断しかねる。	指定確認検査機関にデータ入力 ルールを提示。		0		
台帳登録後は誤入力の修正ができない部分があり、 指定確認検査機関での正確な入力が求められる。	台帳登録後も修正が可能となるよう、システム改良が可能か検討。 神奈川県におけるデータ入力ルール(全角半角を含む)の統一化。 指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。	0	0		
確認審査報告に紐付けすることから、地名地番や処分番号等について、確認(計画変更を含む)・中間・ 完了を通して同じ表記とすることが望ましい。	指定確認検査機関にデータ入力 ルールを提示。		0		
(5)全体を通しての問題点(手続きの流れ等)					
確認引受通知以外は、指定確認検査機関の担当者名 や連絡先の記載がない。	担当者名や連絡先の記載が可能 か検討。	0	0		
自動紐付けが行われない。	指定確認検査機関にデータ入力 ルールを提示。 原因としては、当初建築確認の確 認済証番号と、その後の通知・報告 における確認済証番号が、完全に (半角・全角・記号等)一致してい ない場合、自動紐付けが行われない 可能性がある。		0		
一旦台帳登録及び紐付けを行った後のデータ削除 (紐付け解除) は、システム上手間がかかり、困難で あるとのことだが、受理するデータの中には県側で修 正できない部分がある。 ICBAでは修正が可能とのことだが、指定確認検 査機関からの引受・報告内容を別の機関が修正するの は望ましくない。	台帳登録後のデータ削除方法や 修正方法を整理。	0	0		

【問題点】 【解決策】

その他	
今回実証実験における建築工事届の扱いについては、確認審査報告の際に一旦データの送付を受けるが、月1回原本(紙)も郵送してもらうこととしたため、処理が煩雑であり、手間がかかった。	運用ルール(収受方法や処理方法)を検討。
引受の段階で入力データと添付データ (PDF) に 齟齬がある場合、照合を行うべきか、どの段階で修正 を行うべきか整理が必要。 間違ったデータがシステム上残ってしまうことは 望ましくない。	運用ルール検討。 (引受の段階で入力データを送付してもらう ことの必要性についても検討が必要。)
指定確認検査機関によって、データと紙による処理 が混合することになるので、収受漏れや処理ミス等が ない様な体制づくりが必要となる。	運用ルールに係るマニュアル等の整備を充 実し、土木事務所担当者に対して処理方法等の 周知徹底を行う。

# ICBAからの報告

1. 運用状況等

# (1) 利用状況

## ①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

平成28年7月1日現在

利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	利用割合
<b>建</b>	特定行政庁 (限特以外)	284	17	301	94%
建築士・事務所   登録閲覧システム	限定特定行政庁	89	59	148	60%
(照会)	小計	373	76	449	83%
	指定確認検査機関	111	23	134	83%
	指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含む) <b>注1</b>	41	21	62	66%
	小計	152	44	196	78%
	合計	525	120	645	81%
	特定行政庁 (限特以外)	188	113	301	62%
台帳登録閲覧システム	限定特定行政庁	66	82	148	45%
	合計	254	195	449	57%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	<b>注2</b> 総数	利用割合
<b>社会,</b> 土压韧 <i>字</i>	特定行政庁 (限特以外)	257	27	284	90%
法令・大臣認定 データベース	限定特定行政庁	71	18	89	80%
	小計	328	45	373	88%
	指定確認検査機関	82	29	111	74%
	指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含まず) 注3	0	5	5	0%
	小計	82	34	116	71%
	合計	410	79	489	84%

- 注1) 指定構造計算適合性判定機関(県、確認検査兼業含む)には、次の数が含まれる。
  - ・自ら構造適判を行っている県の数(確認検査部門は特定行政庁に計上)
  - ・指定確認検査機関における構造適判部門の数(確認検査部門は指定確認検査機関に 計上)
- 注2) 法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム(照会)の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務所登録閲覧システムのオプションである。
- 注3) 指定構造計算適合性判定機関(県、確認検査兼業含まず)には、注1に掲げる数は含まれない。

# ①台帳登録閲覧システム 利用団体一覧(その1) 【特定行政庁(限特以外)】

No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	北海道	北海道	51	埼玉県	川口市	101	静岡県	沼津市	151	広島県	広島市
2	//LIAXE	函館市	52	<u> </u>	草加市	102	 	富士宮市	152	II	福山市
3	]]	旭川市	53	]]	熊谷市	103	]]	富士市	153	JJ.	呉市
4	]]	室蘭市	54	千葉県	千葉県	104	]]	焼津市	154	IJ	三原市
5	"	釧路市	55	11	千葉市	105	愛知県	豊橋市	155	]]	尾道市
6	,,,	帯広市	56	<i>]</i> ]	松戸市	106	11	岡崎市	156	,,,	東広島市
7	IJ	苫小牧市	57	]]	柏市	107	11	一宮市	157	11	廿日市市
8	青森県	青森県	58	"	市原市	108	]]	春日井市	158	山口県	山口県
9	"	青森市	59	"	八千代市	109	]]	豊田市	159	IJ	下関市
10	"	弘前市	60	"	木更津市	110	三重県	三重県	160	IJ	宇部市
11	"	八戸市	61	IJ	習志野市	111	11	四日市市	161	11	山口市
12	岩手県	岩手県	62	IJ	我孫子市	112	11	津市	162	11	周南市
13	IJ	盛岡市	63	11	浦安市	113	11	松阪市	163	IJ	萩市
14	宮城県	宮城県	64	東京都	千代田区	114	11	桑名市	164	IJ	防府市
15	11	仙台市	65	11	港区	115	11	鈴鹿市	165	愛媛県	愛媛県
16	11	石巻市	66	11	江東区	116	滋賀県	滋賀県	166	IJ	松山市
17	"	塩竈市	67	"	中野区	117	11	大津市	167	IJ	今治市
18	"	大崎市	68	"	足立区	118	11	彦根市	168	II	新居浜市
19	秋田県	秋田市	69	11	葛飾区	119	11	長浜市	169	11	西条市
20	山形県	山形県	70	神奈川県	神奈川県	120	11	近江八幡市	170	高知県	高知県
21	IJ	山形市	71	IJ	横浜市	121	11	草津市	171	11	高知市
22	福島県	福島県	72	11	川崎市	122	11	守山市	172	福岡県	福岡県
23	11	福島市	73	11	横須賀市	123	11	東近江市	173	IJ	北九州市
24	"	郡山市	74	"	藤沢市	124	京都府	京都府	174	II	福岡市
25	JJ	いわき市	75	IJ	平塚市	125	"	宇治市	175	"	大牟田市
26	茨城県	茨城県	76	"	小田原市	126	大阪府	大阪府	176	佐賀県	佐賀県
27	11	水戸市	77	11	茅ヶ崎市	127	11	大阪市	177	"	佐賀市
28	IJ	日立市	78	"	秦野市	128	11	堺市	178	長崎県	長崎県
29	IJ	土浦市	79	"	厚木市	129	IJ	吹田市	179	IJ	長崎市
30	JJ	古河市	80	11	大和市	130	]]	寝屋川市	180	<i>II</i>	佐世保市
31	]]	北茨城市	81	新潟県	新潟県	131	]]	箕面市	181	大分県	佐伯市
32	]]	取手市	82	"	長岡市	132	]]	羽曳野市	182	宮崎県	宮崎県
33	]]	つくば市	83	]]	柏崎市	133	# # # IP	門真市	183	]]	宮崎市
34	#5.1.1B	ひたちなか市		"	新発田市	134	奈良県	奈良県	184		日向市
35	栃木県	栃木県	85 00	タル. 個	上越市	135	"	奈良市	185	<u>鹿児島県</u>	鹿児島県
36	"	宇都宮市	86	富山県	富山県	136	リ チロ 可か コロ目	橿原市	186	<u>沖縄県</u>	沖縄県
37	II II	足利市 栃木市	87 88	石川県	石川県	137	和歌山県 鳥取県	和歌山市 鳥取県	187	<u> </u>	那覇市 沖縄市
38	"	佐野市	88	)) ]]	金沢市 野々市市	138	馬取県 #	鳥取宗 鳥取市	188	"	1年7年11
40	"	<u>佐野市</u> 鹿沼市	90		福井県	139	"	米子市			
41	"	小山市	91	ー 油井県 ル	福井宗 福井市	140	"	<u>未于巾</u> 倉吉市			
42	"		92	山梨県	山梨県	141	島根県	島根県			
43		日光市	93	川	甲府市	143	<b>一角似外</b> ル	松江市			
44	"	大田原市	94	岐阜県	岐阜県	143	"	出雲市			
45	 群馬県	群馬県	95		<u> </u>	145	岡山県	岡山県			
46	一 中 河 州	高崎市	96	"	大垣市	145		倉敷市			
47		太田市	97	"	各務原市	147	"	津山市			
48		館林市	98	静岡県	静岡県	148	"	総社市			
49	埼玉県	埼玉県	99	11. 151 21	静岡市	149	"	笠岡市			
50	# <del>** ** **</del> #	さいたま市		"	浜松市	150	広島県	広島県			
- 0		12511			V , I 11	250	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

# ③台帳登録閲覧システム 利用団体一覧(その2) 【限定特定行政庁】

No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	北海道	東神楽町	21	埼玉県	深谷市	41	静岡県	藤枝市	61	山口県	長門市
2	岩手県	宮古市	22	"	入間市	42	"	御殿場市	62	]]	山陽小野田市
3	"	花巻市	23	"	坂戸市	43	"	袋井市	63	愛媛県	宇和島市
4	IJ	北上市	24	IJ	日高市	44	"	裾野市	64	長崎県	島原市
5	IJ	一関市	25	IJ	松伏町	45	"	湖西市	65	11	大村市
6	IJ	釜石市	26	千葉県	野田市	46	愛知県	半田市	66	鹿児島県	霧島市
7	IJ	奥州市	27	IJ	茂原市	47	11	安城市			
8	山形県	米沢市	28	IJ	流山市	48	11	西尾市			
9	IJ	鶴岡市	29	IJ	鎌ケ谷市	49	11	江南市			
10	IJ	酒田市	30	IJ	君津市	50	11	東海市			
11	IJ	天童市	31	IJ	四街道市	51	三重県	名張市			
12	福島県	会津若松市	32	IJ	印西市	52	11	亀山市			
13	IJ	須賀川市	33	IJ	白井市	53	島根県	浜田市			
14	群馬県	渋川市	34	石川県	能美市	54	]]	益田市			
15	IJ	富岡市	35	長野県	諏訪市	55	11	大田市			
16	IJ	安中市	36	静岡県	三島市	56	11	安来市			
17	IJ	沼田市	37	IJ	磐田市	57	11	江津市			
18	埼玉県	飯能市	38	IJ	伊東市	58	11	雲南市			
19	IJ	本庄市	39	IJ	島田市	59	広島県	三次市			
20	IJ	東松山市	40	"	掛川市	60	山口県	岩国市			

# ④通知・報告配信システム データ送信中の機関一覧

<u> </u>	# 松口心ロンハノム ノ アと		
No	指定確認検査機関(送信元)	特定行政庁(送信先)	備考
1	(一財)宮城県建築住宅センター	宮城県下5特定行政庁	
2	(株)仙台都市整備センター	宮城県下5特定行政庁	
3	(一財)ふくしま建築住宅センター	福島県下全特定行政庁	
4	(公財)群馬県建設技術センター	群馬県下6特定行政庁	
5	日本確認センター(株)	千葉県下 16 特定行政庁	
6	ビューローベリタスジャパン(株)	さいたま市、大阪府、堺市、箕面市	データ本位型※
7	(一財)富山県建築住宅センター	富山県、富山市	
8	(一財)福井県建築住宅センター	福井県下全特定行政庁	
9	(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県下全特定行政庁	
10	(一財)滋賀県建築住宅センター	滋賀県下全特定行政庁	
11	(特非)都市づくり建築技術研究所	京都府、宇治市	
12	(株)国際確認検査センター	大阪府、大阪市、堺市、箕面市 長崎県、長崎市、佐世保市 島原市、大村市	
13	アール・イー・ジャパン(株)	大阪府、堺市、箕面市	データ本位型※
14	(株)阪確サポート	大阪府、堺市、箕面市	データ本位型※
15	(一財)大阪建築防災センター	大阪府、堺市、箕面市	データ本位型※
16	(一財)日本建築総合試験所	大阪府、堺市	データ本位型※
17	(株)確認検査機構プラン21	京都府、大阪府、奈良県下計8特定行政庁	
18	(株)兵庫確認検査機構	兵庫県	
19	岡山県建築住宅センター(株)	岡山県下5特定行政庁	
20	(一財)島根県建築住宅センター	島根県下4特定行政庁	
21	(株)広島建築住宅センター	広島県下全特定行政庁	
22	(株)愛媛建築住宅センター	愛媛県下全特定行政庁	
23	(公社)高知県建設技術公社	高知県下全特定行政庁	
24	(一財)福岡県建築住宅センター	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市	

# ※データ本位型

送信データを正として送信し、紙送付は原則行わない方法です。 詳細は前掲「通知・報告配信システム(データ本位型)運用の手引」をご参照ください。

# (2) 登録件数等

## ①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 254 庁のうち、庁内サーバ型を除く 239 庁における確認検査 の登録件数 (累計) です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が 実施されたケースがあることによります。

平成 28 年 3 月 31 日現在 単位:件

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	14, 583, 029	653, 860	999, 456	5, 828, 268	22, 064, 613
昇降機	294, 468	1, 363	147	244, 769	540, 747
建築設備	655	85	40	319	1, 099
1項工作物	365, 602	9, 557	79	222, 347	597, 585
2項工作物	1, 209	76	0	505	1, 790
合計	15, 244, 963	664, 941	999, 722	6, 296, 208	23, 205, 834

## ②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

1年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。なお、前掲「データ送信中の機関一覧」における機関数 24 機関と下表の機関数の差は、平成 28 年度より送信を開始した 2 機関が下表に計上されていないことによります。

単位:件(平成27年度実績)

指定確認検査機関数	送信件数
22	591, 042

## ③法令・大臣認定データベースの照会件数

1年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

単位:件(平成27年度実績)

	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	53, 088	17, 371
大臣認定データベース	24, 233	24, 938

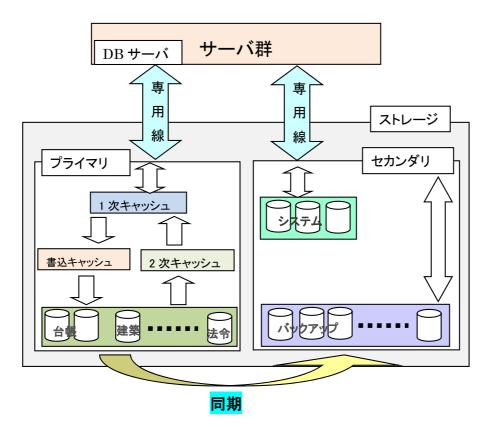
2. システム機器更新及び I D C 移転について

建築行政共用データベースシステムの安定的稼働を確実に維持するため、平成27年末にシステム機器更新及び総合管理センター(IDC)の移転を行い、平成28年1月4日より稼働を開始しました。

# (1)システム機器更新の効果

# ①DB用ストレージの統一とアクセスの高速化

- ・台帳DB、建築士DB、法令DB等の全てのDB (データベース)を同一ストレージ 上に配置し、従前比最大5倍程度の高速アクセスを可能とすることにより、全体的に 応答性が向上(平均の応答速度は、移設前の3~4秒から1秒程度に短縮)。
- ・台帳システムにおけるデータ抽出のリアルタイム化 (プライマリ側で抽出を実行)。
- ・全DB同時にバックアップ可能。
- ・プライマリ側は、ディスクの3重化による高障害対応。



使用頻度の高いデータを高速な記憶装置 (キャッシュ) 上に蓄えておくことで、応答性 の向上を計っている。

1 次キャッシュ : 512 GB (RAM)2 次キャッシュ : 9.6 TB (SSD)書込キャッシュ : 96 MB (NVRAM)

台帳、建築士、法令 : 32 TB (ハードディスク)

## ②サーバのディスクレス化(SAN Boot 方式採用)

・個々のサーバにはハードディスクを搭載せず、より高い信頼度が見込める大容量スト

レージからOSを含むすべてのシステムをダウンロードする方式を採用。

- ・故障時はサーバの交換とネットワーク関連の設定のみで簡単に交換可能。
- ・SAN ストレージと各サーバ間はそれぞれ 8 Gbps の専用線で高速に通信。
- ・システムバックアップもサーバ個別ではなく、一括して可能。

## ③DB領域の増強

- ・従前の1.7倍に増強。現在の増加率であれば、5年間は増設不要。
- ・仮に領域が不足した場合でも、ディスクを追加するだけで領域の拡大が可能なファイルシステムを採用(従来は、追加のための再設定作業が必要)。

## 4サーバ仮想化による資源の再割当てのリアルタイム化

・稼働状況を見て、資源が余ったサーバから資源が不足するサーバに資源を再割当てで きる。

## ⑤データ抽出のリアルタイム化

・台帳システムでは、従前はバックアップのデータを利用して1日遅れの情報を元にデータ抽出を行っていたが、現在はストレージの I/O 高速化により、プライマリのデータを利用することでリアルタイムに抽出できる。

# (2)総合管理センター(IDC)移転の効果

#### 緊急時対応時間の短縮

神奈川県内のIDCから、より信頼性が高く、ICBAからの距離も近い東京都江東 区にあるIDC (アット東京データセンター) に移転。これにより、緊急時の対応時 間も短縮。



#### ※新IDCの特長

強固な地盤の上に直接建てられており、地上3階までは耐震構造、機器のある地上4階以上は免震構造。さらに、電源については3系統で供給を受け、万一すべての救急が停止した時には無停電電源装置及び非常用発電機による対応が可能。

3. サブシステムの改善等

# 第1 台帳登録閲覧システム

法改正対応ほか、機能追加やバグ改修などを以下のとおり実施しました。 ご要望等を踏まえた機能追加やバグの改修は引き続き実施してまいります。

# (1) 法改正対応その2 (平成27年10月26日リリース)

## ①仮使用認定申請

#### 【台帳】

- ・ 仮使用認定申請の受付、検索、編集、紐付、不適合通知機能を追加
- ・ 仮使用認定申請の報告受付 (用紙・配信)、検索機能を追加
- ・建築物台帳検索で仮使用認定が紐付いている場合は表示
- 基本統計に仮使用認定集計表を追加

#### 【帳簿】

- ・仮使用認定申請の受付、検索、編集、紐付機能を追加
- ・ 仮使用認定報告書作成、送信管理機能(送信登録、送信履歴)を追加

### ②データ抽出

- ・適判機関へ通知・照会・回答を送付、受領等の抽出条件を追加
- ・電子台帳・帳簿に構造適判、第六面の項目等を追加

## **(2)機能追加・不具合改修**(平成 28 年 3 月 4 日リリース)

#### ①機能追加

「建築計画概要書取得機能」に建築物に加えて昇降機、建築設備、工作物の申請書 等を追加出力

#### ②不具合の改修

不適切なエラーメッセージが表示された。確認済証番号に「&」等の文字を入力するとエラーとなった。申請書で(画面では第 $1\sim6$  面まで表示されるのに) PDF印刷では第4, 5 面しか印刷されなかった。建築主事等のマスタに表示順を設定できなかったなどの不具合を改修しました。

# (3) 法改正対応・その他の機能改修 (平成 28 年 5 月 31 日リリース)

#### ①法改正対応

- ・型式適合認定の合理化~確認申請(計画変更確認申請)建築物第4面の「特例の 適用」関連(入力、PDF印刷、データ抽出に項目を追加)
- ・定期報告様式(防火設備)を追加
- ・定期調査・定期検査報告様式 (建築物、昇降機、建築設備等、遊戯施設) に項目

(特定建築物調査員等)を追加

### ②入力機能の改修

- ・申請データ削除時に、確認してから削除するようにした
- ・都市計画区域の初期値を「市街化区域」にした

## ③データ抽出機能の改修

- ・違反台帳のデータ抽出をできるようにした
- ・年月日の形式を yyyymmdd から yyyy/mm/dd 形式としたデータ抽出を追加

### 4 概要書検索結果出力機能の改修

・概要書等の検索結果をEXCELの一覧表で印刷できるようにした(昔の紙台帳を作成するイメージ)

## ⑤報告機能の改修

- ・「配信」による報告受付時に確認済証番号を全半角同一視して検索するようにした。 た
- ・必要な指定確認検査機関を限定してマスタ設定できるようにした
- ・報告物件に「申請者より取下げ届を受領」が追加登録できるようにした
- ・中間(完了)検査報告書(用紙報告)に関するコピー仕様を修正した

## 6仕様修正

- ・「検査済証を交付できない旨の通知」を発行後の検査済証発行を可能とした
- ・「検査済証を交付できない旨の通知」における検査対象床面積の自動反映を適正 化
- ・工事完了届の削除ができるようにした
- ・消防同意・通知の別紙(追加の建築主、追加の耐火建築物)の印刷レイアウト修 正

#### ⑦定期報告

- ・定期報告台帳から確認申請への紐付け等ができるようにした
- ・定期調査報告書の受付番号を自動採番可能にした
- ・建築設備の定期報告における建築士情報の照会・コピー不動作解消
- ・構造の入力欄に関して複数の構造を選択可能にした
- ・定期検査報告書入力(建築設備)で建築設備の種類(換気、排煙、非常用照明、 給排水)に応じた入力欄のみを表示する
- ・該当設備が複数あるとき検査者の反映を複数設備間で行える
- ・改善指導・メモ欄の枠を拡張

# (4) 現在改修中の項目:要望関係 (16項目)

# ①入力(マスタ関係)

- ・建築物確認申請の第4面「屋根・外壁・軒裏」の選択項目を複数選択可能に
- ・設計図書のマスタを設ける(確認・計変・中間・完了・工事完了届に設定/設計 図書名・表示順をマスタで設定)
- ・建築主等、工事施工者、意見者のマスタ登録の際、郵便番号から住所を検索できるようにする
- ・確認申請第2面代理者欄にも「反映」ボタンを設置
- ・許可・認定・指定の申請者と設計者を複数入力可能に
- ・許可・認定・指定の面積等自動計算
- ・昇降機、工作物等の完了検査申請入力時には、中間検査欄(検査階数・特定工程) の入力を促すメッセージが出力されないようにする

### ②入力(その他)

- ・用紙報告の概要入力画面で、付近見取図・配置図等の添付ファイル登録を可能と する(報告書入力段階では添付できず、台帳管理に遷移しないと添付できないた め)
- ・報告台帳受付時にも確認申請等と同様に「連続入力ボタン」により、同種の申請 を連続的に入力できるようにする
- ・確認申請第四面の「建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項 ただし書の規定による審査の特例の適用の有無」、「建築基準法第6条の4第1項 の規定による確認の特例の適用の有無」のラジオボタンを触ってしまうと解除 できなかったのをチェックボックスに変更し、解除できるようにする
- ・その他申請(許可、指定、認定、全体計画、バリアフリー・耐震改修・許可取消、 指定取消、認定取消、条例)について、設計者を複数入力できるようにする

#### ③帳票出力

- ・「申請者へ決定不可等を送付」を Excel 様式で出力できるようにする
- ・中間・完了の検査済証交付者を複数印字できるようにする

# ④データ抽出

・「ルート2主事」情報を出力する

#### 5配信受付

- ・「報告受付(配信)」の検索結果一覧画面に「一括印刷」機能を追加し、報告書から添付ファイルまで一括して印刷可能とする。
- ・データ取込時、第3,4面の「構造」欄が未入力の場合、(構造の)「基本統計分類」の内容をコピーする

# (5)現在改修中の項目:バグ関係(19項目)

- ・文字数の入力制限を撤廃:仮使用の「建築主氏名」、「敷地の地名地番」等、確認申請(計画変更)の昇降機・工作物等の特定工程名称欄、報告書の建築主氏名等
- ・ 紐付け関係の不具合
- ・データ抽出の不具合
- ・建築計画概要書取得機能の不具合
- ・その他(進達等)

# 第2 建築士・事務所登録閲覧システム

法改正対応ほか、機能追加改修を以下のとおり実施しました。 また、ご要望等を踏まえた機能追加等の改修は引き続き実施して参ります。

# (1) 改修済の機能

( )内はリリース日

## ①建築士関係

#### ア 建築士の「書換え」対応

- ・建築士変更届/再交付に「書換え」を追加 (H27/9/7)
- ・外部データ取込(構造・設備)に「書換え」を追加(H27/11/6)
- ・「構造・設備建築士証用データ出力」に「書換え」関連検索条件を追加 (H27/11/6)

### イ データ出力

- ・免許証用データ出力に、定期講習修了歴・管理建築士講習修了歴を出力(H28/3/11)
- ・構造・設備建築士用データ出力に、構造(設備)定期講習修了歴を出力(H28/3/11)

### ②建築士事務所関係

## ア 管理建築士とその他の所属建築士の登録に関する改修

- ・管理建築士から一般の所属建築士に移行、又はその逆の場合の処理追加(H27/9/7)
- ・管理建築士が一般の所属建築士に重複登録されたときのエラー処理追加 (H28/3/11)

#### イ 法人役員又は個人申請者関連

- ・法人役員又は個人申請者の登録に氏名フリガナ・性別・生年月日を追加(H27/11/6)
- ・法人役員又は個人申請者に関する警察照会CSV出力 (H27/11/6)、CSV一括出 力機能の追加 (H27/12/7)
- ・法人役員又は個人申請者の検索機能追加 (H28/3/11)
- ウ 法人役員が現在過去に役員登録された事務所数を有効・取消等毎に表示 (H28/3/11)
- エ 建築士事務所の閲覧で「登録簿」の出力機能を追加 (H28/3/11, H28/3/17)
- オ 建築士事務所の検索結果
  - ・最新の手続き (新規、変更届、更新、届出) がどの手続きかを表示 (H28/3/11)
  - ・変更履歴を個々連続的に辿らなくても良いように一覧表示 (H28/3/17)
  - ・「選択項目出力」で「届出」又は「更新」の提出状況を確認可能とした (H27/9/7)
- カ 建築士事務所登録リスト出力に「第 号」付と「号」付の二つを出力 (H28/3/11)
- キ 業務報告履歴出力で日付を和暦に簡単に変換できる形式とした (H28/3/11)

# (2) 改修予定の機能

### 1建築士関係

## ア 建築士定期講習修了状況出力機能追加

・国が全都道府県の一級の所属建築士の定期講習修了状況を一括取得する機能の 追加。

#### イ 構造(設備)一級建築士の定期講習修了状況出力機能追加

・国が構造(設備)一級建築士の定期講習修了状況を一括取得する機能の追加。

### ウ 不具合対応

・「講習会データ確認」機能の改善

管理建築士講習を重複して受講した者に関して、国が行う「講習会データ確認」 機能には警告機能がなく、都道府県の「講習会データ取込」機能には警告機能が ある。そこで前者にも警告機能を設ける。

- ・(連合会)外部データ取込時に重複データがあると全てが登録できないため、エラ ーチェック機能を設ける
- ・取消された建築士を再任登録したとき処分情報を引き継いでしまう不具合を解 消
- ・免許データ出力に「登録処理年月日」が出力されない不具合を解消

#### ②建築士事務所関係

- ア 登録有効期間超過事務所確認で、期限切れ抹消の仮登録済は出力しない様にする
- イ 役員等の警察照会を正規登録後にまとめて行うための検索条件を追加

#### ウ 不具合対応

・建築士事務所の立入調査状況入力で 255 文字入力するとエラーとなる不具合を 解消

# 第3 建築行政共用データベースシステム利用実態調査について(お願い)

建築行政共用データベースシステムは、皆さまにご愛用いただき、既に6年を経過 しました。

その間、各サブシステムの機能改善を実施してきましたが、改善された機能の活用 度合いや、法改正等に伴う新たな改善要望等についても、的確に把握してまいりたい と考えております。

そこで、ICBAでは、各サブシステムが日頃皆さまにどのように使われているかのアンケートを下記のとおり実施し、今後の参考とさせていただきたいと思います。お忙しい中恐縮ではございますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

記

対 象:建築行政共用データベースシステムをご利用の

特定行政庁、指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関

及び建築士法関係団体

調査内容:別紙 共用DBに関するアンケート (素案) その1~その5参照

調査方法:電子メールによる

実施時期:平成28年秋頃

備 考:アンケート結果は、平成28年度末を目途に電子データでお送りする予

定です。

## 共用DBに関するアンケート(素案)

#### その1【台帳登録閲覧システムをご利用の特定行政庁向け】

建築行政共用データベースシステムのうち、「台帳登録閲覧システム」の利用状況についてお尋ねします。

#### A 申請者から直接受け付けた確認申請書(計画通知含む)について

- 1 申請者から直接受け付けた次の確認申請書(計画通知含む)について、台帳登録閲覧システムに登録しているものは〇を、登録していないものは×を選択してください。
  - ① 建築物
  - ② 昇降機
  - ③ 工作物
- 2 (前設問①で〇を選択した場合のみ)確認申請書の次の記載事項について、台帳登録閲覧システムに登録しているものは〇、していないものは×を選択してください。
  - ① 第一面~第三面 記載事項
  - ② 第四面~第六面 記載事項
- 3 確認申請書の内容は、どの時点で台帳登録閲覧システムへ登録していますか。 該当するものを1つ選択して〇を入力してください。
  - ① 申請受付後、速やかに登録する
  - ② 審査終了時に登録する
  - ③ 確認済証発行後に登録する
- 4 申請者から直接受け付けた建築計画概要書を、画像データ化(PDFなど)していますか。 該当するものを1つ選択して〇を入力してください。
  - ① 画像データ化し、台帳登録閲覧システムに登録している
  - ② 画像データ化しているが、台帳登録閲覧システムには登録していない
  - ③ 画像データ化していない
- B 指定確認検査機関から送付された確認審査報告書及び添付書類について
- C 指定確認検査機関による確認審査報告書及び建築計画概要書のデータの受入れについて
- D 建築計画概要書の閲覧について
- E 確認申請以外の申請等の登録について
- F 建築士資格等の確認について
- G 統計関連機能の利用について
- H 定期調査・検査報告について

# 共用DBに関するアンケート(素案) その2【台帳登録閲覧システムをご利用でない特定行政庁向け】

建築行政共用データベースシステムの利用状況などについてお尋ねします。

#### A 建築士資格等の確認について

- 1 申請者から直接受け付けた確認申請書等について、次の各事項のチェックを建築士・事務所登録閲覧システムで行っていますか。
  - ① 建築士の資格有無 (行っている、行っていない のいずれかを選択 以下同じ)
  - ② 建築士の定期講習受講状況
  - ③ 建築士の処分歴有無
  - ④ 建築士事務所の資格有無(事務所として登録されているか)
  - ⑤ 建築士事務所の処分歴有無
- 2 指定確認検査機関から送付された建築計画概要書について、次の各事項のチェックを建築士・事務 所登録閲覧システムで行っていますか。
  - ① 建築士の資格有無 (行っている、行っていない のいずれかを選択 以下同じ)
  - ② 建築士の定期講習受講状況
  - ③ 建築士の処分歴有無
  - ④ 建築士事務所の資格有無(事務所として登録されているか)
  - ⑤ 建築士事務所の処分歴有無

#### B 申請者から直接受け付けた確認申請書(計画通知含む)について

- 1 申請者から直接受け付けた次の確認申請書(計画通知含む)について、貴自治体の台帳情報管理システム(EXCEL等を含む、以下自治体システムという)自治体システムに登録しているものは〇を、登録していないものは×を選択してください。
  - ① 建築物
  - ② 昇降機
  - ③ 工作物
- 2 (前設問①で〇を選択した場合のみ)確認申請書の次の記載事項について、自治体システムに登録しているものは〇、していないものは×を選択してください。
  - ① 第一面~第三面 記載事項
  - ② 第四面~第六面 記載事項
- C 指定確認検査機関から送付された確認審査報告書及び添付書類について
- D 指定確認検査機関による確認審査報告書及び建築計画概要書のデータの受入れについて
- E 建築計画概要書の閲覧について
- F 定期調査・検査報告について

# 共用DBに関するアンケート(素案) その3【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関向け】

※指定構造計算適合性判定機関はAのみ

建築行政共用データベースシステムの利用状況などについてお尋ねします。

#### A 建築士資格等の確認について

- 1 確認申請書等について、次の各事項のチェックを建築士・事務所登録閲覧システムで行っていますか。
  - ① 建築士の資格有無 (行っている、行っていない のいずれかを選択 以下同じ)
  - ② 建築士の定期講習受講状況
  - ③ 建築士の処分歴有無
  - ④ 建築士事務所の資格有無(事務所として登録されているか)
  - ⑤ 建築士事務所の処分歴有無

#### B 確認申請等の社内帳簿システムへの登録について

- 1 次の確認申請書について、貴社帳簿情報管理用のシステム(EXCEL等を含む。以下「社内帳簿システム」という)に登録しているものは〇を、登録していないものは×を選択してください。
  - ① 建築物
  - ② 昇降機
  - ③ 工作物
- 2 (前設問①で〇を選択した場合のみ)確認申請書の次の記載事項について、社内帳簿システムに登録しているものは〇、していないものは×を選択してください。
  - ① 第一面~第三面 記載事項
  - ② 第四面~第六面 記載事項
- 3 確認申請書の内容は、どの時点で社内帳簿システムへ登録していますか。 該当するものを1つ選択して〇を入力してください。
  - ① 申請受付後、速やかに登録する
  - ② 審査終了時に登録する
  - ③ 確認済証発行後に登録する
- 4 建築計画概要書を、画像データ化(PDFなど)していますか。 該当するものを1つ選択して〇を入力してください。

#### C 特定行政庁への確認審査報告書及び建築計画概要書のデータの送信について

- 1 貴社より特定行政庁に対し、確認審査報告書及び建築計画概要書の電子データの送信を行っていますか。該当するものを1つ選択して〇を入力してください。
  - ① 送信している特定行政庁がある
  - ② 送信している特定行政庁はない

# 共用DBに関するアンケート(素案) その4【都道府県・指定登録機関向け】

## 1機能の利用状況(主に建築士に関して)

- 1 登録申請処理
  - ① 登録証明書の利用状況(1日当たり概算件数を整数で記入して下さい)
- 2 検索閲覧処理
  - (1) 建築士検索結果における、以下の機能毎の利用状況をから選択して下さい
    - ① 講習履歴
    - ② 処分歴
- ※ よく利用/ときどき利用/あまり利用しない
- ③ 変更履歴
- 4 再交付申請履歴
- ⑤ 所属事務所一覧
- 6 印刷
- 「(2) 建築士閲覧結果における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
  - ① 講習履歴
  - ② 処分歴
- ※ よく利用/ときどき利用/あまり利用しない
  - /ほぼ利用しない/全く利用しない のいずれかを選択

/ほぼ利用しない/全く利用しない のいずれかを選択

- ③ 印刷
- 「(3) 建築士照会結果における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
  - ① 講習履歴
  - ② 処分歴
- ※ よく利用/ときどき利用/あまり利用しない
- ③ 所属事務所一覧 /ほぼ利用しない/全〈利用しない のいずれかを選択
- 4) 印刷
- 「(4)以下の機能の利用状況を選択して下さい
  - ① 合格者データ参照
  - ② 定期講習等(確認機関向け)
- 3 事務処理における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
  - ① 登録処理リスト出力
  - ② 校正リスト出力
  - ③ 免許証用データ出力
  - ④ 送付文書作成
- ※ よく利用/ときどき利用/あまり利用しない /ほぼ利用しない/全く利用しない のいずれかを選択
- ⑤ 宛名データ出力
- ⑥ 報告書・帳簿作成
- ⑦ 書式メンテナンス
- ⑧ 未受講所属外れ建築士登録・削除・確認
- ⑨ 未受講所属外れ建築士照会
- 4 データ取込処理における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
- 5 データ管理における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
- 6 イメージ取込の利用状況を選択して下さい

## 2 建築士・事務所登録閲覧システムが業務に役立っていると思われる項目(建築士に関して)

- (1) 建築士の確実で円滑な管理
- ② 建築士の照会
- ③ 建築士の閲覧
- ④ 指定登録機関から都道府県への報告
- ⑤ 定期講習受講の徹底
- ⑥ 登録証明書の発行
- ⑦ 事務所情報とのリンク

# 共用DBに関するアンケート(素案) その5【都道府県・指定事務所登録機関向け】

#### 1機能の利用状況(建築士事務所、その他に関して)

- 1 登録申請処理
  - ① 登録証明書の利用状況(1日当たり概算件数を整数で記入して下さい)
- 2 業務報告処理における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい

  - ① 業務報告内容管理 ※ よく利用/ときどき利用/あまり利用しない
  - ② 業務報告督促

/ほぼ利用しない/全く利用しない のいずれかを選択

- 3 検索閲覧
  - (1) 事務所検索結果における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
    - ① 役員CSV出力
    - ② 定期講習等全件出力
    - ③ 印刷
- ※ よく利用/ときどき利用/あまり利用しない
- /ほぼ利用しない/全く利用しない のいずれかを選択 ④ 定期講習受講歴出力
- ⑤ 全項目出力
- ⑥ 選択項目出力
- 「(2) 検索した一つの事務所における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
  - ① 警察照会CSV
  - ② 処分歴
- ※ よく利用/ときどき利用/あまり利用しない
- /ほぼ利用しない/全く利用しない のいずれかを選択 ③ 更新履歴
- ④ 変更履歴
- ⑤ 変更履歴を開いて、画面上部にある「更新履歴を表示する」
- ⑥ 印刷
- ⑦ 法人の役員欄の「事務所ステータス」
- ⑧ 「次頁」の「年次業務報告履歴」
- (3) 事務所閲覧の利用状況を選択して下さい
  - ① 登録簿は利用していますか 「利用していない」を選択された場合は、どの様にしているか以下にご記入下さい
- 「(4) 照会した一つの事務所における、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
- 「(5) 検索閲覧処理メニューにおける、以下の機能毎の利用状況を選択して下さい
- 4 事務処理における、以下の機能の利用状況を選択して下さい
- 5 データ管理における、以下の機能の利用状況を選択して下さい
- 6 以下の入出力機能の利用状況を選択して下さい

#### 2 建築士・事務所登録閲覧システムが業務に役立っていると思われる項目(建築士事務所に関して)

- ① 建築士事務所情報の確実で円滑な管理
- ② 建築士事務所の照会
- ③ 建築士事務所の閲覧
- ④ 登録簿(閲覧で出力)
- ⑤ 指定事務所登録機関による都道府県への報告
- ⑥ 定期講習受講の徹底
- ⑦ 業務報告書提出の徹底
- ⑧ 業務報告書提出時に所属建築士の確認ができる
- ⑨ 登録証明書等の発行
- ⑩ 法人役員等の警察照会
- ① 法人役員の欠格事由有無
- ② 期限切れ抹消の実施
- ③ 建築士情報とのリンク

4. その他

# (1) 台帳登録閲覧システム操作説明会

利用者を対象として、台帳登録閲覧システムを中心とした操作説明会 (無料) を実施しております。講師派遣 (無料) にも対応しますので、お気軽にご用命ください。

## ①開催実績(平成27年度)

I C B A 主催 14 回 (188 名参加)

都道府県主催(講師派遣) 5回 (98名参加 ※県下の特定行政庁からの参加を含む)

特定行政庁主催(講師派遣) 10回 (73名参加※一特定行政庁からの参加のみ)

計 29 回 (359 名参加)



#### ②説明内容(例)

No.	内容	備考
1	概要説明	全体概要説明、台帳システム機能概要説明
2	受付処理・審査・決裁	確認申請書受付から確認済証発行まで
3	中間検査申請受付	物件コピー機能
4	民間確認審査機関からの報告書の入力方法	確認審査報告書等受付
5	台帳管理	台帳管理
6	統計機能	基本統計・データ抽出
7	環境設定	マスターメンテナンス
8	質疑応答	

※所要時間3時間程度

#### ③説明会参加申込方法

- ・ICBA主催の操作説明会は、ホームページにてお申し込みください。
- ・お申し込みの際、パスワードが必要です (パスワードは、台帳登録閲覧システム全利用 者に別途お送りした開催案内に記載されています)。

#### 4講師派遣申込方法

- ・開催予定日の1か月ほど前までにご連絡ください。
- ・講師派遣に伴う費用は、出張旅費・宿泊費を含めてICBAが負担します。
- ・配付資料はICBAより提供します。PC・プロジェクタもご用意可能です。
- ・ P C はネットワーク接続が必要です。会議室等で実施の場合はご注意ください。
- ・例年4~5月は開催が集中しますので、この時期の開催をご検討の場合はお早めにご連絡ください。

# (2)確認台帳等電子化支援業務関連

特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳や建築計画概要書等の情報を、建築行政共用データベースに投入し、建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を正確・迅速に電子データ化するための支援業務を、ICBAで実施しています。

電子化の意義・効果や関連通知、補助制度や入力支援ツールの資料(**別紙1~8**) も参照してください。

本年5月、「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」(課長通達)が出されました。

# ICBAのデータ入力・移行支援のパターン

業務プロセスケース	電子化 マネジメ ント	紙データ の PDF化	データの パンチ入 力	入力支援 ツール提 供	データ変 換・ 移行ツー ル	備考
パターン① ICBAが元請け となるケース	0	0	0	0	0	〇概算費用は、所要人 日の約2倍程度+税 (個別見積もりが必要)
パターン② ICBAが元請けとならないケース  仕様書上で、ICBAの提供する 入力支援ツール活用や共用D B投入の明確化等が必要	0	民間 企業	民間 企業	0	0	〇概算費用は、個別 見積もり 〇データの品質や納 期に問題が 生じる場 合がある。
パターン③ 同上 (過年度に電子化されたものも含む)  仕様書上で、ICBAと連携した共用DB投入のための電子化の明確化が困難な場合		民間企業	民間 企業		データに不 備があれば、 手戻り作業	○概算費用は個別見 積もりが必要 ○データに欠陥があれ ば、何度も手戻りが生 じる可能性がある。

#### I 一括受託方式について(上記表内のパターン①)

アスベスト補助金等により、建築確認台帳等を電子化・パンチ入力し、建築行政共用データベースシステムに投入する電子化の一連の業務を受託しております。

これまで、「建築行政共用データベースシステム(共用DB)に係るデータ作成・投入に関する十分な技術的知見と経験を有する唯一の団体であること」等を理由とし、多数のアスベスト台帳整備等の電子化支援業務を受託しております。(別紙5)

現在、ICBAで受託する業務がかなり増加しており、新規案件は、原則としてⅡのマネジメント方式で受託することとしておりますので、ご留意ください。

「建築物石綿含有建材調査マニュアル」<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001064663.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001064663.pdf</a>は、アスベスト対策全般について、詳しく解説しているので適宜ご参照ください。

#### Ⅱ マネジメント方式について(上記表内のパターン②)

電子化業務においてデータの品質や作業効率を上げるために、業務全体をマネジメントしつ つ、電子化に必要なツール等を提供しております。

① 建築確認台帳等電子化入援システム (別紙6) の提供

特定行政庁固有の台帳様式にカスタマイズを行った電子化支援システムを構築・提供いたします。これによりデータ品質や作業効率を格段に上げることが可能です。本システムは、インターネットの使える環境であれば ID、PWににより使用可能です。

なお、本システムでは、電子化の日々の進捗状況を、発注者側のパソコンから直接リアルタイムで確認することも可能です。

### ② 建築確認台帳等電子化支援システムにより作成されたデータを共用DBへ投入

共用DBに投入するデータを作成するには、一定の必須項目の入力やデータ仕様(入力文字、日付形式、データの重複ルール等の入力規則)を満足する「中間ファイル」(XMLファイル)を作成する必要があります。これら条件を満たすデータを作成し共用DBに投入します。

### Ⅲ 既存 Excel、Access や独自システムのデータ移行について(上記表内のパターン③)

紙の台帳だけでなく、既存の電子データ(CSV、Excel、Access など)による台帳データ等を移行する場合は、件数・データサンプル等を元に、個別にお見積もりします。

なお、電子化されたデータ品質に問題がある場合(確認データと概要書PDFが紐付かない、確認データと検査データが紐つかない、後述する入力規則が守られていない等)、共用DBに投入する「中間ファイル」(XMLファイル)作成時に、何度も手戻りの修正作業が発生することがあり、共用DBへのデータ投入が容易に行えない場合がありますので、ご注意ください。

## Ⅳ 建築行政地図情報システム(地図システム)の提供 (別紙7、8)

共用DBと連携して、簡易な地図表示を可能とした補助的システム「地図システム」の提供も行っており、これにより、アスベスト台帳等の建物ストック情報の地図上の視覚的な管理が可能となるほか、モニター画面上の住宅地図等上から直接探したい建築物を検索し、迅速に「台帳記載事項証明書」を発行できる等の窓口サービスの効率アップが可能となります。

上記Ⅰ~Ⅲのほか、地名地番や概要書の「附近見取り図」を含む建築計画概要書の情報から、建築物の位置を住宅地図・GoogleMaps(航空写真、ストリートビュー有)に紐付けて現住所を特定するとともに、登記情報等の建物所有情報を付加して「アスベスト台帳」を作成する電子化の成果を、地図システムに投入することも可能です。

	平成28年度 建築行政地図情報システムの利用行政庁一覧									
N <sub>a</sub>	特定行政庁	台帳	地図表示機能			オプション機能	利用期間			
INO	特定打成厅	連携	Google maps	ゼンリン	その他	オンション (成能	利用规则			
1	花巻市	0	0			-	H25.4/1~			
2	栃木県	0	0			道路台帳	H27.6/1~			
3	太田市	0	0	0	0	道路台帳、定期報告	H25.4/1~			
4	千葉県	0	0			アスベスト台帳、耐震改修法、定期報告	H25.4/1~			
5	茂原市	0	0			耐震改修法	H25.4/1~			
6	千代田区	0	0	0			H25.6/1~			
7	江東区	0	0			定期報告	H25.4/1~			
8	中野区	0	0	0		-	H24.8/1~			
9	足立区	0	0			-	H27.11/1~			
10	葛飾区	0	0			アスベスト台帳	H25.4/1~			
11	倉吉市	0	0	0	0	アスベスト台帳	H25.4/1~			
12	広島県	0	0			定期報告	H25.4/1~			

問合せ先 一般財団法人 建築行政情報センター 電子データ活用課 (担当)夏井・福田・松本

Tel: 03-5205-6132 e-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp

### 建築確認台帳・概要書情報等を電子化することで…

一般財団法人 建築行政情報センター

建築確認申請の情報は、多くの行政庁で電子化されて管理されていることとは思いますが、昭和20年代からの過去の建築確認情報(台帳)につきましては、未だ電子化されていないことも多いようです。

しかし、昨今の耐震問題やアスベスト問題、更には建築士資格確認の問題、空き家問題など、建築行政の関わりがこれまでの確認業務に加え、いかにして既存建築物を管理・指導していくかが問われるようになってきた中で、その度毎に紙の台帳から物件を抽出するのにも限界があり、既存建築物の電子化が早急の課題となっております。

ここでは、電子化することでのメリット、その先の課題についてまとめましたので参考としてください。



### 所管行政庁内の特定の物件を瞬時に抽出できます

- ●所管行政庁内の延べ床面積 1000 ㎡以上の建築物だけを抽出したい、あるいは鉄骨造の建築物のみを抽出したい等、しっかり電子化を実施していれば、瞬時にリスト化することが可能です。
- ●診療所火災やホテル火災があった場合に、該当する物件が、所管行政庁内にどれほどあって、 どのような状況なのかを簡単に確認することが可能です。
- ●ニセ建築士問題のように直接問題となるケースも、該当者あるいは該当施工者が担当した建築物がどれほどあるのか、更にはその中で3階建て以上の物件だけを抽出するなどの作業も容易です。



### 窓口、電話等のお問い合わせ時に、その場で物件(台帳、概要書)情報が閲覧できます

- ●窓口での対応が迅速に行えるようになります。処分番号の他、申請者のお名前や、地名地番から目的の建築物等を素早くみつけることが可能です。電話対応時も、その場で対応が完了しますので、大幅な業務効率化が図れます。
- ●目的の物件には、計画変更も紐付いてきますので、経緯の確認も容易です。そこから、台帳記載証明書の発行、処分等履歴の発行も簡単にできるようになります。もし、不明点があっても、その場で紙の台帳や概要書を PDF 化したものが確認できますので、安心です。
- ●来庁者に、自ら検索し台帳の閲覧まで行っていただく仕組みの導入も可能です。

### 更に位置特定をすることで…

- ●地図上で、該当物件を一覧表示することが可能です。
- ●位置情報は、唯一不変の情報です。一度位置を特定すれば、市町村合併や地名地番の変更に係らず、将来に渡って、場所からいつでも物件情報がわかります。
- ●新規申請があった場合に、過去の申請との関係、前面道路チェック、用途区分その他等様々な チェックを視覚的に行うことが可能です。

### 更に所有者特定をすることで…

- ●現在の所有者を特定すれば、震災等、何か問題が発生しても、迅速な対応が可能です。
- ●庁内での情報共有化により、きめ細かい住民サービスや既存建築物の管理が可能です。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日 国住指第 4 4 2 8 号

### 改訂版建築行政マネジメント計画策定指針(抄)

### (3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、<u>アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、</u>建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者等へ周知するとともに、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。

また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。

### 【目標】

- ○アスベスト対策の徹底
- ○シックハウス対策の徹底 等

### 【施策】

### 都道府県 · 特定行政庁

- ・アスベスト対策の周知徹底
- ・アスベストを有する建築物に係わるデータベース化
- ・アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備
- ・公共建築物におけるアスベスト除去状況の公表
- ・アスベスト対策関係部局との連携
- ・ 建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用
- ・新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知徹底 等

### (3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。このため、都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

### 【目標】

○建築確認・検査等に係るデータベースの整備 等

### 【施策】

### 都道府県·特定行政庁

- ・建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化
- ・データベース分析による課題抽出と施策検討
- ・指定確認検査機関とのネットワークの構築
- ・建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理
- ・建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化等

### ○社会資本整備総合交付金交付要綱(抄)

http://www.mlit.go.jp/common/001126662.pdf

平成22年3月26日制定 平成28年4月1日最終改正

### 第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

### 一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業(社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が 実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。)

⑩ 住環境整備事業(良好な居住環境の整備に関する事業)

(ロ 防災・安全交付金事業についての引用は、以下略)

### 〇附属第 I 編 基幹事業(抄)

http://www.mlit.go.jp/common/001126656.pdf

### イ 社会資本整備総合交付金事業

### イー16 住環境整備事業

良好な居住環境の整備に関する事業

イー16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物耐震改修事業、<u>住宅・建築物アスベスト改修事業</u>及びがけ地近接等危険住宅移転事業をいう。

### ○附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件(抄)

http://www.mlit.go.jp/common/001126657.pdf

### イ-16-(12)-②住宅・建築物アスベスト改修事業

### 1. 定義

1 住宅・建築物アスベスト改修事業とは、住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、イ-1 6-(12)-②において定めるところに従って実施される事業で、アスベスト対策の計画的実施の 誘導に関する事業並びにアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業をいう。

2 イ-1 6-(12)-②において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

### 一 施行者

住宅・建築物アスベスト改修事業を行う地方公共団体、及び民間事業者等で、要綱本編第3第4号 で規定する交付金事業者をいう。

### 二事業主体

住宅・建築物アスベスト改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第4で規定する交付対象をいう。

三 アスベスト含有調査等

住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査(アスベスト対策に係る 建築物のデータベース作成を含む。)をいう。

四 アスベスト除去等

住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み(アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。)又は吹付けアスベスト等が施行されている住宅・建築物の除却をいう。

(中略)

### 2. アスベスト改修整備実施計画

都道府県知事は、アスベスト改修整備実施計画を定めるものとする。

### 3. 事業の実施

- 1 事業主体はアスベスト改修整備実施計画に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする (次項に係るものを除く。)。
- 一 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業
- 二 アスベスト含有調査等に関する事業
- 三 アスベスト除去等に関する事業
- 2 1. 第六号で規定する者は公的賃貸住宅アスベスト改修事業を実施するものとする。

### 4. 事業要件

- 3. 第1項の事業要件は次に定めるものとする。
- 1 3. 第1項第一号の事業は、アスベスト改修整備実施計画に定められた取組方針に基づき行うものとする。
- 2 3. 第1項第二号及び第三号の事業の対象となる住宅・建築物は次に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

イ アスベスト除去等にあっては、吹付けアスベスト等が施工されているものであること。

ロ アスベスト含有調査等にあっては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものであること

ハ アスベスト含有調査等、アスベスト除去等に関し、他の国庫補助金等が交付されていないもの であること

### 5. 交付対象事業

1 交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物アスベスト改修事業(都道府県が所有する建築物を対象とするアスベスト含有調査等に関する事業を除く。)並びに住宅・建築物アスベスト改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

ただし、アスベスト含有調査等に関する事業については、建築物石綿含有建材調査者による調査に 基づき実施するものを交付対象事業とし、アスベスト除去等に関する事業については、その事業の 計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものを交付対象事業とする。

2 前項の規定に基づき、交付金の交付対象となる事業は、次の事業区分に応じ、それぞれに掲げる期限までに着手したものを対象とする。

### イ アスベスト含有調査等に関する事業 平成29 年度末

ロ アスベスト除去等に関する事業 平成32 年度末

(ただし、都道府県が所有する建築物については平成28年度末)

### ○附属第Ⅲ編 国費の算定方法

http://www.mlit.go.jp/common/001126663.pdf

### <u>イー16-(12)</u>-②住宅・建築物アスベスト改修事業の基礎額

1 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

### 2 アスベスト含有調査等に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用(アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあっては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。以下同じ。)又は国土交通大臣が認める額のいずれか低い額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用、国土交通大臣が認める額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。

### 3 アスベスト除去等に関する事業

ー 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用(調査設計計画費を含み、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあっては、補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあっては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下イ-16-(12)関係部分において同じ。)の3分の1、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を 行う費用を含む。

### 4 雑則

第2項の規定は、平成29年度末までとする。

国 住 指 第 4276 号 平成 28 年 5 月 24 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長 (公印省略)

定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び 地図情報の電子データによる提供依頼等について

今般、法務省の協力により、従来、書面による提供を受けていた登記情報及び地図情報については、建築物の定期報告及びアスベスト対策などに係る建築物の台帳の整備に関し、電子データによる提供を受けることができることとなり、その手続について下記のとおり実施することとされましたので、ご了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いします。

なお、本事務連絡については、法務省と協議済みであり、各法務局等宛にも周知されていることを申し添えます。

また、貴管内市区町村に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

- 1 提供される登記情報及び地図情報
  - (1) 登記情報の電子データ 提供される登記情報の電子データは、CSVファイルによる。
  - (2) 地図情報の電子データ 提供される地図情報の電子データは、地図XML形式による。
- 2 登記所への依頼方法
  - (1) 依頼書の提出

電子データ提供依頼書(以下「依頼書」という。)(別紙1:登記情報、別紙2:地図情報)に、必要な事項を記入の上、登記情報及び地図情報を格納するための電磁的記録媒体(USBメモリ(別紙3の規格等を満たすものに限る。)等)と併せて当該調査区域を管轄する登記所へ提出する。

(2) パスワードの申出

提供される電子データには登記官において、パスワードを設定する必要があるた

め、依頼書の提出に併せてパスワード(英数字混在で、不規則かつ 12 桁以上の文字列による。)を適宜の書面により申し出る。

### (3) 依頼書作成に際しての留意事項

依頼書の「2 依頼する物件の表示」欄には、調査対象となる土地の所在及び地番を記載する。ただし、具体的な地番を示すことなく、地番区域のみを記載し、地番区域単位で依頼することも可能とする。

### (4) その他

登記情報及び地図情報の電子データによる提供は、例外的な場合における取扱いとして法務省の協力の下で行われるものであることを踏まえ、電子データによる提供を受けようとする場合には、事前に管轄登記所と提供依頼を行う時期やその筆数等について調整を行うとともに、不明な点等がある場合には、管轄登記所に確認すること。

### <問い合わせ先>

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 田中

電話:03-5253-8111 (内線:39-546) FAX:03-5253-1630

### 登記情報の電子データ提供依頼書

○○(地方)法務局長宛て

○○市町村長○○ ○○ 印

下記のとおり、登記情報の電子データによる提供を依頼します。

なお、依頼に当たり、提供を受ける情報が個人情報を含む機密情報であることを踏まえ、 次のことを確約します。

- ① CSVファイル記録媒体の扱い等に十分に留意し、情報の流出事案等を発生させない こと。
- ② 本提供によって得られた情報については、〇〇市(町村)個人情報保護条例等に基づき、当職が適切に判断して取り扱うこと。

記

### 1 使用目的

使用目的及び提供依頼に係る根拠法令を具体的に記載してください。

(例) 建築物の台帳の整備のため

(建築基準法第12条第8項の台帳整備に関し住生活基本法第19条に基づく依頼)

- 2 依頼する物件の表示
  - ○○県○○市○○町の土地

(予定受取人)

○○市町村○○課

役職名〇〇〇〇

連絡先電話番号

受領確認 (データ記録媒体受領時に記載します。)

受領日: 年月日署名又は押印:

### (法務局使用欄)

受領 (登記官)	審査 (首席登記官)	確認 (登記情報システム管理官)	パスワード (登記官)	設定交付 (登記官)
(年月日) (押印)	(年月日) (押印)	(年月日) (押印)	(年月日) (押印)	(年月日) (押印)
(14.H1)	(14411)	(1441)	(44.11)	(1441)

### 地図情報の電子データ提供依頼書

### ○○(地方)法務局長宛て

○○市町村長 00 00 印

下記のとおり、地図情報の電子データによる提供を依頼します。

なお、依頼に当たり、提供を受ける情報が個人情報を含む機密情報であることを踏まえ、 次のことを確約します。

- ① データ記録媒体の扱い等に十分に留意し、情報の流出事案等を発生させないこと。
- ② 本提供によって得られた情報については、〇〇市(町村)個人情報保護条例等に基づ き、当職が適切に判断して取り扱うこと。

記

### 1 使用目的

使用目的及び提供依頼に係る根拠法令を具体的に記載してください。

(例) 建築物の台帳の整備のため

(建築基準法第12条第8項の台帳整備に関し住生活基本法第19条に基づく依頼)

- 2 依頼する物件の表示
  - ○○県○○市○○町の土地

(予定受取人)

○○市町村○○課

役職名〇〇〇〇

連絡先電話番号

受領確認 (データ記録媒体受領時に記載します。)

受領日: 年月日署名又は押印:

### (法務局使用欄)

受領 (登記官)	審査 (首席登記官)	確認 (登記情報システム管理官)	パスワード (登記官)	設定交付 (登記官)
(年月日)	(年月日)	(年月日)	(年月日)	(年月日)
(押印)	(押印)	(押印)	(押印)	(押印)

### USBメモリの規格及び前提事項

- ・USB2.0 (又は 3.0) 規格に準拠した規格であること。
- ・接続端子が USBA 端子であること。
- ・プログラム及びドライバのインストールを必要としない製品であること。
- ・認証機能等のプログラムの起動を必要としない製品であること。
- ・FAT32 フォーマットであること。

事 務 連 絡 平成 28年 5月 24日

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課課長補佐

定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び 地図情報の電子データによる提供依頼等について

法務省の協力により、従来、書面による提供を受けていた登記情報及び地図情報については、今般、建築物の定期報告及びアスベスト対策などに係る建築物の台帳の整備に関し、電子データによる提供を受けることができることとなり、平成28年5月24日付け国住指第4276号住宅局建築指導課長通知を発出したところです。また、同日付けで法務省民事局総務課登記情報センター室補佐官・民事第二課補佐官事務連絡(別添1)が各法務局等宛に発出されたところです。

このため、電子データによる提供を依頼する際は、上記課長通知及び法務省事務連絡並びに法務省ホームページ掲載の地図XMLフォーマット等によるほか、下記のとおり留意事項を定めたので、ご了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いします。

なお、本事務連絡については、法務省と協議済みであり、各法務局等宛にも周知されていることを申し添えます。

また、貴管内市区町村に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

- 1 原則として、建築物の台帳整備の実施主体から申請することとします。
- 2 事業主体からの申請にあたっては、法務局等の担当者からの求めに応じて、身分を証するもの(所属する団体の発行する身分証明書等。以下同じ。)を提示して下さい。
- 3 建築物の台帳整備の実施に関して業務を委託し、当該受託団体が申請する場合 には、法務局等の担当者からの求めに応じ、当該業務を受託していることを証す る書面(委託契約書の写し等)及び身分を証するものを提示して下さい。

4 地図情報に係る法務局等への電子データ提供の際におけるファイル形式については、今般、法務局等から提供されることとなるファイル形式によることに御配慮願います。

なお、具体的には各法務局等と相談の上、対応願います。

### <問い合わせ先>

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 田中

電話:03-5253-8111 (内線:39-546) FAX:03-5253-1630

### 年度別電子化実績

No	年度	特定行政庁	業務内容	税抜/千円	補助金等
INO	H21年度	ואשנושאוי	未切がする	1763/2/ 1 1 3	加州亚立
1	H21	 北海道	概要書入力、PDF化	102.750	緊急雇用
	ПΖТ	11/再坦	(H21年度合計	102,750	
	H22年度		(1121年度日前	102,730	<i>)</i>
2	+	室蘭市	確認台帳等電子化一式	9 080	緊急雇用
3		山形県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		アスベスト
4	+	福島県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		アスベスト
5	+	日立市	共用DBへのデータ移行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	単独費
6		日光市	確認台帳等電子化一式・登記情報調査		アスベスト
7		那須塩原市	共用DBへのデータ移行		単独費
8		新潟市	共用DBへのデータ移行		単独費
9		島根県	共用DBへのデータ移行		アスベスト
10	+	岛极乐 松江市	共用DBへのデータ移行		アスベスト
11	<del> </del>		確認台帳等電子化一式		アスベスト
12	+		共用DBへのデータ移行		アスベスト
13	+		電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		アスベスト
14			電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		アスベスト
	+				アスベスト
15	H22	佐世保市	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行 (H22年度合計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
	H23年度		【1122中皮口引	36,257	<i>)</i>
1	H23		共用DBへのデータ移行	100	単独費
2			確認台帳等電子化一式		平独員 アスベスト
3			電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		アスベスト
		福島県 古河市	世子に又接り入りな徒供及び共用DBへのリータ移行 共用DBへのデータ移行	•	単独費
4	+		確認台帳等電子化マネジメント		
5	+	千葉県  松戸市			アスベスト 緊急雇用
6	H23	松尸巾	共用DBへのデータ移行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	系心准用
7	H23	習志野市	共用DBへのデータ移行	100 2,250	緊急雇用
	1100	+ RG	建築確認データ(中間ファイル)チェック及び作成		
9		中野区	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		緊急雇用
10	1	葛飾区	確認台帳等・概要書電子化一式・住宅地図整理		緊急雇用
11		山梨県  * セロ ま	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行 電子化支援システム提供	•	アスベスト
12	+	大垣市			単独費
13		富山市	確認台帳等電子化一式 電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	緊急雇用
14	+	大津市			単独費
15	1	守山市	共用DBへのデータ移行	· ·	アスベスト
16	+	大阪市	共用DBへのデータ移行	•	アスベスト
17	1	大阪市	データ出力機能追加		アスベスト
18		鳥取市	共用DBへのデータ移行		単独費
19		倉吉市 自担児	確認台帳等電子化一式・登記情報調査		アスベスト
20		島根県	共用DBへのデータ移行	•	単独費
21	H23	長崎県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		アスベスト
			(H23年度合計	118,635	J

### 年度別電子化実績

			十夕川电」心大帜		
No	年度	特定行政庁	業務内容	税抜/千円	補助金等
	H24年度				
1	H24	花巻市	ほくとUnicityデータ移行	1,000	単独費
2	H24	宇都宮市	確認台帳等電子化マネジメント		アスベスト
3	<del> </del>	太田市	共用DBへのデータ移行(地図・道路あり)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	単独費
4		 千葉県	台帳・概要書PDFファイル登録マネジメント	•	アスベスト
5	<del>}</del>	茂原市	確認台帳等電子化マネジメント		緊急雇用
6	+	中野区	電子化支援システムの提供及びデータ投入	•	単独費
7	<del>}</del>	葛飾区	ほくとUnicityデータ移行		単独費
8		 大垣市	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		緊急雇用
9	H24	一宮市	共用DBへのデータ移行	1.000	単独費
10	+	大津市	共用DBへのデータ移行		単独費
11	<del> </del>	大津市	建築計画概要書データ抽出		単独費
12		広島県	電子化支援システム提供(建築物台帳、定期報告台帳) 及び電子化支援システムからの共用DBデータ登録		単独費
13	H24	長崎県	建築確認データ(中間ファイル)チェック及びIDC投入	1,000	アスベスト
14	H24	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント		アスベスト
			(H24年度合計	46,357	)
	H25年度		H25年度	•	
1	H25	青森県	共用DBへのデータ移行	1,880	単独費
2	H25	福島県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行		アスベスト
3	H25	千葉県	電子化支援システム提供(アスベスト台帳整備)	8,109	アスベスト
4	H25	 江東区	確認台帳等電子化一式	•	単独費
5	H25	福山市	確認台帳等電子化マネジメント	13,870	アスベスト
6		沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント		アスベスト
			(H25年度合計	62,889	·
	H26年度				
1	H26	花巻市	シェープファイル作成	500	単独費
2	H26	佐野市	確認台帳等電子化一式	35,160	アスベスト
3	+	太田市	シェープファイル作成	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	単独費
4		千葉県	建物登記情報電子化一式		アスベスト
5	1	葛飾区	建物登記情報電子化一式		アスベスト
6	<del> </del>	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント		アスベスト
7	H26	那覇市	確認台帳等電子化マネジメント	•	アスベスト
			(H26年度合計	72,829	)
	H27年度				
1	H27	佐野市	確認台帳等電子化一式	4,150	アスベスト
2	H27	高崎市	確認台帳等電子化マネジメント	•	アスベスト
3	<del> </del>	太田市	データ移行	400	単独費
4	·	本庄市	台帳電子化・データ移行一式		単独費
5	<del> </del>	千葉県	入力支援ツール(登記情報)	6,031	アスベスト
6	·	 千葉県	データ移行等	•	単独費
7		中野区	共用DB入力作業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	単独費
8		足立区	台帳等電子化・ほくと・UniCityデータ移行一式		アスベスト
9	<del>                                     </del>	葛飾区	登記情報位置特定一式		アスベスト
10		高知県	確認台帳等電子化一式	•	アスベスト
11	<del> </del>	沖縄県	登記情報位置特定支援		アスベスト
			(H27年度合計	200,207	<u> </u>
	H28年度	 調整中			

### 住宅・建築物安全ストック形成事業等 既存民間建築物に係るデータベースの作成補助事業対応 建築確認台帳等電子化支援システムのご案内

平成 27 年 4 月 1 日 一般財団法人建築行政情報センター(ICBA) 電子データ活用課

ICBA では、建築物等台帳の電子化やアスベスト台帳等の作成がスムーズかつ品質が高いものとなるように、「アスベスト補助金」に対応した確認台帳等電子化支援システムの提供を行っております。

なお、現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率 10/10 が補助対象としております(限度額なし)。このほか、耐震改修促進事業(補助率 5/10)での確認台帳等電子化でもご利用できます。また、単独費用で電子化される場合もご相談ください。

### システムの画面イメージ

本システムには、確認台帳・概要書等を入力する画面、対象物件を地図上で特定する画面(オプション)、スキャニングした台帳等の PDF をアップロードできる画面、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。



インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※IE8以上でのご利用をお勧めいたします(その他のブラウザでも動作は可能ですが、一応ご確認ください)。

### システムの特徴

- サアスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。
- サ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、確実かつ迅速な入力が可能です。
- サ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、補助機能も充実しています。
- サ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ◆ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の確認台帳に応じてカスタマイズいたします。
- ◆ PDF 化した台帳や概要書を、画面で閲覧しながら入力することが可能です。台帳等を複写することによる管理の煩雑さがなくなると同時に、PDF 化した台帳等と入力したデータの紐付けが自動的に行われます。(アップロード機能有)
- 中 年代別に複数の異なる様式がある場合も対応可能です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- 中 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のようにステータスで管理することが可能です。ステータスは作業し易いように 変更できます。なお、チェック作業は一度に 100 件ずつ、画面に表示して行えます。
- ⊕ どの利用者が何を入力したか、1日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、作業進捗状況の管理や作業する方の勤怠管理も容易です。
- ◆ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、トータルの作業管理が容易です。
- 申 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- サ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは自動的にバックアップされますので、不測の事態にも安心です。
- 中 作業環境の IP アドレスを制限することが可能ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データをダウンロードする権限を持つ人を限定できます。
- サ 本システムを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(閲覧権限のみの設定も可能です)。

### 所要費用

電子化支援システムのご利用と、データ変換(中間ファイル作成)及び共用 DB へのデータ投入は原則、セットとなります。 ゼンリンの紙の地図等に、敷地や確認番号などを記入して運用されている場合には、わずかな費用と手間を加えるだけで、 それらの情報も電子化が可能です。

(1)電子化支援システム利用+中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積もり(※1)

(2)上記費用 + 地図(場所特定、敷地作図)機能 : 個別見積もり(※2)

(※1)許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積もりいたします。更に、電子化支援システムの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。「建築計画概要書」等も対応可能です。 (※2)アスベスト対策のための機能ですので、当機能も 10/10 の補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用いただくことが可能です。その場合には、地図上から、概要書 PDF を閲覧、検索した物件を地図上に表示することができるなどの機能をご利用いただけます。 詳しくは「建築行政地図情報システム」の資料をご参照ください。

### 問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター

電子データ活用課 福田、夏井 E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp

TEL:03-5206-6132(直通) TEL:03-5225-7701(代表)

建築物•道路情報閱覧

### 想

共用DBを簡易に地図表示できる補助システム インターネットが使えるパンコンがあればOK 直感的な操作性で誰でもすぐ使える

道路/情報のインターネット公開も可能(Web公開版)



<^

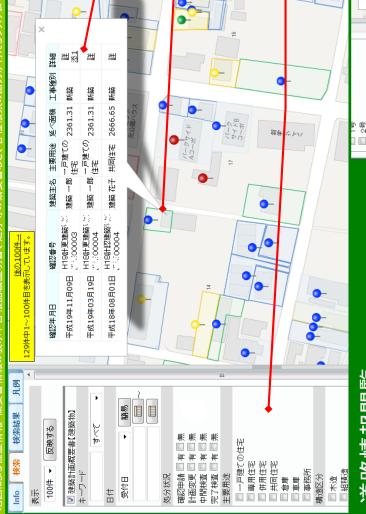
22

書)の閲覧、処分等概要書の出力、台帳記載証 明書の作成が簡単にできます。 地図上の表示情報から、詳細情報、PDF(概要

建築物情報閲覧

の敷地内にあるピンを含む全ての情報が表示 されます。複数の申請が一覧表示されることで、 確実に目的の申請を特定できます。 ピンをクリックすれば、その物件の情報が表示されます。ポリゴン(敷地)をクリックすれば、そ

豊富な検索機能で、特定の設計者の物件や 大規模建築物の特定も容易です。



### 道路情報閱覧

様々な検索機能で、目的の道路を選定できます。 その付近の住所を入力することで、目的の場所をすばやく表示すること、ズームアップやダウン機能で探すことも容易です。

道路クリックで、道路調書の閲覧が可能です。 添付資料の閲覧(PDFや画像)も閲覧可能です

第42条第1項第4号 第42条第1項第5号

第42条第2項 第42条第3項 第42条第4項 第68条の7第1項 第43条ただし書き

行政庁ごとに、どこまでの内容を公開するかを個別カスタマイズできます。例えば道路種別まで、あるいは調書の表示までなど。もちろん行政庁内では全ての情報が閲覧、編集が可能です。(Web公開版)



道路ごとにWeb公開をするか しないかを設定できます (Web公開版)

建築物表示と

行政庁内では、建築物表: 併せての利用が可能です

淵 **器** 1 紹門

# 確認申請(建築物)の確認済証発行時等に住宅地図等上にわかりやすく色わけしてデータ連携

→共用DBにおいて、入力したデータが地図情報システムに反映されたのち、地図上で物件の位置を特定(概要書情報と物件の位置の 特定(関連付)作業(敷地形状ポリゴン作成または位置ピン指定)。色は進捗状況別等に表示。

## 建築計画概要書(PDF)の閲覧、確認台帳(PDF)の閲覧、台帳記載証明書の発行

→地図上で物件を特定し、概要書情報の閲覧、概要書PDFの閲覧、台帳記載証明書等の発行が可能

## 地図情報システムにデータを保持するので、項目別の地図の一覧表示が可能

→平成○年度物件のみを表示、木造物件のみを表示、確認済証が発行されていない物件のみを表示などの利用が可能

## アスペスト台帳、耐震改修など共用DBにない建築物等に関する管理機能も実装

→アスベスト対象物件の管理機能や、耐震基準を満たしていない建築物の管理など、個別カスタマイズで対応可能

### 既存システムのデータ(建築物、道路)移行も可能(Unicityデータやその他のポリゴン、写真・地図データの移行可能) ※既存システムの仕様等必要な情報を開示していただく必要があります。 既存システムのデータ移行が可能

### 道路調書の入力、管理が可能

90

→Web公開、非公開の設定が可能

→画像データの管理、PDFデータの管理が容易。Ipad等の利用で、現場での写真撮影、調査及びデータ登録も別途対応可能

## 建築行政地図情報(台帳補助)システムは、インターネットASPサービスとなります。

ります。台帳・帳簿登録閲覧システムに登録したデータを、建築行政地図情報システムに連携致しますので、一体的な運用が可能です。インターネット回線に接続する 台帳・帳簿登録閲覧システムは、LGWAN利用のASPサービスです。当システムは汎用的なベースマップを利用した仕組みですので、インターネットASPサービスとな にあたっては、個人情報保護審査会等の要求水準を満たす十分な安全対策を講じます。

### ベースマップは、選択することが可能です。

基本のベースマップはGoogle mapsですが、ゼンリン住宅地図(オプション)もご利用いただけます。

最新の表札情報やオプションで電話帳情報等の詳細な情報検索が可能です 全国の航空写真やストリートビューの利用が可能です ■ カンコン 年 品 対 ・・・ :

※Google mapもゼンリンより情報を得ているため、ゼンリンと同様の表札(但し、集合住宅名称や公共建築物のみ) や家型等の表示が見ることができます。一方、ゼンリンは、市区町村単位の契約となります

### 問合せ先

一般財団法人建築行政情報センター TEL:03-5206-6132(直通) 電子データ活用課 福田・夏井 E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp

### 一般財団法人建築行政情報センター

### ■建築行政地図情報システムの年間利用料等

### (A)建築物のみの利用料(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行 政 庁 種 別	初期設定料	年 間 利 用 料
都 道 府 県	¥1,500,000	¥2,400,000
政 令 市		¥1,800,000
4条1項設置市	¥1,200,000	¥1,500,000
4条2項設置市		¥1,200,000
限定特庁	¥900,000	¥792,000
特 別 区	¥1,200,000	¥1,500,000

### (B)建築物+道路情報の利用料(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行 政 庁 種 別	初期設定料	年 間 利 用 料
都 道 府 県	¥1,875,00	¥3,000,000
政令市		¥2,250,000
4条1項設置市	¥1,500,00	¥1,875,000
4条2項設置市		¥1,500,000
限定特庁	¥1,125,00	000 ¥990,000
特 別 区	¥1,500,00	00 ¥1,875,000

### (C)建築物+道路情報の利用料(庁内利用 + 道路情報We

単位:円/年(税別)

行 政 庁 種 別	初期設定料	年 間 利 用 料
都 道 府 県	¥2,250,000	¥3,600,000
政 令 市		¥2,700,000
4条1項設置市	¥1,800,000	¥2,250,000
4条2項設置市		¥1,800,000
限定特庁	¥1,350,000	¥1,188,000
特 別 区	¥1,800,000	¥2,250,000

※1.ベースマップはGoogleMapsを基本とします。(背景図としてゼンリンZNET TOWNをご利用の場合には有償となるため、別途個別にお見積り致します。)

※2.このほか、台帳S及び地図システムを利用の場合は、アスベスト台帳、耐震改修、定期報告等の管理機能をオプションで追加可能です。(利用料は別途お問い合わせください。)

### (3) 建築行政・技術情報提供事業について

### ①講習会

建築基準適合判定資格者検定試験を受検される方を対象とした講習会を開催しています。

### - 平成 28 年度建築基準適合判定資格者(建築主事等)検定受検講習会(開催済み)

「平成 28 年度 建築基準適合判定資格者の手引き」を用いた検定受検者のための講習会です。なお、申込多数により急遽別会場にて【ライブ中継講習会】を開催しました。

開催日時:平成28年5月23日 10:00~16:45 会 場:飯田橋レインボービル7階大会議室

飯田橋レインボービル2階中会議室【ライブ中継講習会】

参加人数:292名

後 援:日本建築行政会議

### ・平成28年度建築主事養成直前研修3日間コース(開催中)

「平成 28 年度 建築基準適合判定資格者の手引き」を用い、3日間でより詳細かつ 実践的な内容による研修を開催しています。

開催時期:平成28年7月20日~7月22日の3日間

場 所:東京都左官工業協同組合会議室

参加人数:70名(7月1日時点) 後 援:日本建築行政会議

建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会を開催しています。

### • 平成 28 年度建築確認実務

建築基準法をはじめ、都市計画法など関連する法令に関する知識の修得、確認において問題となる事例に関する討議を通じ、建築確認の実務能力の向上を図ります。

<第1回:開催済み>

開催時期:平成28年6月22日~24日の3日間

会 場:全国建設研修センター 研修会館

参加人数:71名

共 催:(一財)全国建設研修センター

<第2回:開催予定>

開催時期:平成28年9月14日~16日の3日間会 場:全国建設研修センター 研修会館

定 員:70名

受 講 料:一般価格 65,800 円 (研修会費 60,000 円、宿泊費 5,800 円 (税込))

共 催:(一財)全国建設研修センター

### • 平成 28 年度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修を行います。

<第1回:開催予定>

開催時期:平成28年11月15日と16日の2日間 意匠・設備コース

会 場:(一財)全水道会館(水道橋)

開催時期:平成28年11月21日と22日の2日間 構造コース

会 場:東京都左官工業協同組合会議室

定 員:各60名

受 講 料:一般価格 18,380 円 (税込)、会員価格:16,524 円 (税込)

後 援:日本建築行政会議

<第2回:開催予定>

開催時期:平成29年1月予定

会場:東京(未定) その他は、第1回と同内容

### 2図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

・平成 28 年度版 建築基準適合判定資格者の手引き

これから建築基準適合判定資格者検定試験を受検する方の参考書です。過去5年間に 出題された各試験問題の出題目的、解答例を詳しく解説しています。

一般価格: 3,564 円(税込)、会員価格: 3,208 円(税込)

平成28年5月23日 発行

・建築構造審査・検査要領-確認審査等に関する指針 運用解説編-2016 年版

平成26年の建築基準法改正(平成27年6月施行)に合わせ、5年ぶり改訂したものです。構造審査・構造適伴の流れや構造規定の適用の考え方、構造適判の対象について、わかりやすく図解しています。

一般価格: 5,400 円(税込)、会員価格: 4,860 円(税込)

平成28年3月24日 第2版第1刷発行

・建築物の防火避難規定の解説 2016

防火避難規定を的確に運用するための基本解説書として4年ぶりに改訂しました。

一般価格: 4,629 円(税込)、会員価格: 4,166 円(税込) ※ぎょうせいからの受託販売 平成28年6月20日 第1刷発行

2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書(通称:黄色本)

構造設計・審査のバイブル的存在として8年ぶりに改訂しました。

一般価格:8,640円(税込)、会員価格:7,776円(税込)

平成27年10月15日 第1版第2刷発行

### 3情報提供

・メルマガ会員の新設

建築行政に係る情報を広く発信することを目的として、これまで情報会員(有料)に 限定していたメールマガジンの提供を拡大し、新たな仕組みとしてメルマガ会員(無 料)を新設することとしました。

建築行政に係る情報をいち早く発信すべく原則月2回提供しています。

会員登録はホームページから簡単に行えます。

【メールマガジンの内容】

- 建築行政・技術情報の提供
- 講習会開催
- ・図書刊行の案内
- 建築行政関連団体からの情報提供

### ・ホームページでの情報提供

国土交通省と連携し、建築物の構造関係技術基準解説書(通称: 黄色本)に関する「Q&A」、「正誤表」や平成26年改正建築基準法に関する情報などを掲載しています。

連絡協議会入会状況

### 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 入会状況

														半月	<b>戊28年</b>	7月1日	現在
			特	定行政	广			‡	旨定確	認検査	<b>正機関</b>	等	建築	築士法	関係団	体	
区域	都道 府県	政令市	4条 1項	4条 2項	限特	特別区	計	大臣 指定	地整 指定	知事 指定	その 他	計	国·地 整	建築士会	事務所	計	合計
国・連合会	州州	111	1切	2년		<u>–</u>	рI —	1日 亿	1日 亿	1日/上	TE -	рI —	<u></u> 11	工云	協会 1	13	13
北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	2	1	3	_	0	1	1	22
青森	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	0	1	_	1	1	2	7
岩 手	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	0	1	_	0	0	0	9
宮城	1	1	0	3	0	0	5	0	0	2	0	2	_	0	0	0	7
秋 田	1	0	1	1	0	0	3	0	0	1	0	1	-	0	1	1	5
山形	1	0	0	1	2	0	4	0	0	1	0	1	_	0	0	0	5
福島	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0		1	1	2	7
茨城	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	0	3	_	1	0	1	10
<u></u> 析 木 群 馬	1	0	1 0	7	0	0	9	0	0	$\frac{1}{1}$	0	1 1	_	1	$\frac{0}{1}$	$\frac{1}{2}$	11
埼玉	1	1	$\frac{0}{2}$	5	13	0	$\frac{3}{22}$	0	1	1	0	$\frac{1}{2}$		1	1	$\frac{2}{2}$	26
千葉	1	1	$\frac{2}{5}$	6	8	0	21	0	3	1	0	4	_	0	0	0	$\frac{26}{25}$
東京	1	0	1	3	0	19	24	11	6	1	2	20	_	1	1	$\frac{3}{2}$	46
神奈川	1	3	3	6	0	0	13	4	2	1	0	$\frac{20}{7}$	_	1	1	2	22
新 潟	1	1	1	2	0	0	5	0	0	2	0	2	_	1	0	1	8
富山	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	-	1	1	2	5
石 川	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	0	1	-	0	0	0	4
福井	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	_	0	0	0	3
山 梨	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	2	_	0	0	0	4
長 野	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	0	1	_	1	1	2	7
岐 阜 静 岡	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	_	0	0	0	$\frac{5}{17}$
静岡愛知	1	2	$\frac{0}{5}$	4	7 11	0	14 18	0 1	0	1	1 0	$\frac{2}{2}$		0	1	1	$\frac{17}{21}$
三重	1	0	$\frac{3}{2}$	3	1	0	7	0	0	1	0	$\frac{2}{1}$		0	0	0	8
滋賀	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	0	$\frac{1}{2}$	_	0	1	1	11
京都	1	1	0	1	0	0	3	0	1	1	0	$\frac{2}{2}$	_	0	0	0	5
大阪	1	2	6	5	0	0	14	3	6	1	0	10	_	1	0	1	25
兵 庫	1	1	2	3	0	0	7	0	2	1	0	3	_	0	1	1	11
奈 良	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	-	0	1	1	5
和歌山	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	_	0	0	0	2
鳥 取	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	_	0	0	0	4
島根	1	0	0	2	4	0	7	0	0	0	0	0	_	0	0	0	7
岡山	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	0	_	1	0	1	8
<u>広</u> 島 山 口	1	0	$\frac{1}{0}$	5	$\frac{1}{2}$	0	$\frac{6}{8}$	0	$\frac{1}{0}$	$\frac{1}{0}$	0	$\frac{3}{0}$		1	0	$\frac{1}{0}$	10
<u>山</u> 口 徳 島	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	0	0	1
香川	1	0	1	0	0	0	$\frac{1}{2}$	0	0	0	0	0	_	0	1	1	3
愛媛	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	_	0	0	0	6
高 知	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	_	0	0	0	3
福岡	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	0	2	_	0	1	1	8
佐 賀	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	_	0	1	1	4
長 崎	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	_	0	1	1	6
熊本	1	1	0	2	0	0	4	0	0	1	0	1	_	0	0	0	5
大 分	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	0	1		0	1	1	8
宮 崎鹿児島	1	0	0	0	$0 \\ 2$	0	3	0	0	0 1	0	0		0	0	0	3 5
产 元 局	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	0	1		0	$\frac{1}{0}$	0	7
計	46	19	50	106	82	19	322	20	25	39	4	88	11	15	22	48	458
機関総数	47	20	68	143	148	23	449	23	40	71	10	144		48	48	107	700
入会率					55%	83%	72%	87%	63%	55%	40%		100%			45%	65%
一八五十	00/0	00/0	1 I/U	, I/U	00/0	00/0	12/0	01/0	00/0	00/0	10/0	01/0	100/0	01/0	10/0	10/0	0070

		•																				4	4成28年	<i>→1)</i> ,	) I F	1 先任
特別	E <sub>1</sub>	门	)	亍																						
No	区		域	機	関	名	区	分	No	区		域	機	関	名	区	分	No	区		域	機	関	名	区	分
1		海	道		海		都道府			茨	城	県	古	河		4条2		101		葉		習	志野			€2項
2				札	幌			市	52				取	手		4条2		102				流	Ш	市		特
3				帯	広		4条2		53				· つ	くば		4条2		103				我	孫 子			€2項
4				苫	小 牧		4条2		54	栃	木	県	栃	木		都道用		104				鎌	ケ谷	市		特
5				美	唄			特	55		•		宇	都宮		4条		105				君	津	市		特
6				赤	平	市		特	56				足	利		4条2		106				浦	安			€2項
7				士	別	市		特	57				栃	木		4条2		107				四	街道	市		特
8				名	寄	市		特	58				佐	野		4条2		108				印	西	市		特
9				滝	Л	市		特	59				鹿	沼		4条2	-	109	東	京		東	京			直府県
10				砂	Л	市		特	60				小	·· 山		4条2		110				町	田			€1項
11				富	良 野	市		特	61				那	須塩原				111				<u>√</u> .	Ш			€2項
12				北	広島	市		特	62				日	光		4条2		112				調	布			€2項
13				北	斗	市		特		群	馬	県	群	馬		都道用		113				日	野			€2項
14				余	市			特	64		. •		桐	生		4条2		114				中	央			別区
15				長	沼			特	65				藤	岡		限	特	115				港				別区
16				東	神楽			特		埼	玉	県	埼	玉		都道府		116				新	宿			別区
17				白	老	-		特	67	.,		,,,		いたま				117				台	東			別区
18				厚	岸	町		特	68				Ш	越		4条		118				墨	田			別区
19	青	森	県	青	森	県	都道府		69				Л			4条		119				江	東			別区
20				青	森		4条1		70				春	日部		4条2		120				品	Л			別区
21				弘	前		4条2		71				草	加		4条2		121				目	黒			別区
22				八	戸		4条2		72				· 新	座		4条2		122				大	田			別区
23	岩	手	県	岩	手		都道府		73				熊	谷		4条2		123				世	田谷			別区
24		·		盛	岡		4条1		74				秩	父		限	特	124					谷			別区
25				宮	古			特	75				飯	能		限	特	125				杉	並			別区
26				花	巻			特	76				東	松山		限	特	126				豊	島			別区
27				北	上			特	77				戸	田		限	特	127				北				別区
28				_	関			特	78				朝	霞		限	特	128				荒	Л			別区
29				釜	石			特	79				志	木		限	特	129				板	橋			別区
30				奥	州			特	80				久	喜		4条2		130				足	77			別区
31	宮	城	県	宮	城	県	都道府	県	81				八	潮	市	限	特	131				葛	飾			別 区
32				仙	台			市	82				富	士 見		限	特	132				江	戸川			別区
33				石	巻		4条2	項	83				蓮	田		限	特	133	神	奈川	県	神	奈 川			直府県
34				塩	竈	市	4条2	項	84				坂	戸	市	限	特	134				横	浜	市	政	令 市
35				大	崎	市	4条2	項	85				鶴	ケ島	市	限	特	135				Ш	崎	市	政	令 市
36	秋	田	県		田	県	都道府	県	86					じみ野			特	136				横	須 賀			
37				秋	田		4条1		87				松	伏		限	特	137				藤	沢			€1項
38				横	手		4条2	-	88	千	葉	県		葉		都道府		138				相	模 原			
	Ш	形	県	山	形		都道府		89				千	葉		政 令		139				平	塚			€1項
40				Щ	形	市	4条2	項	90				市	Л		4条		140				鎌	倉			€2項
41				鶴	岡			特	91				船	橋		4条		141				小	田原			
42				天	童			特	92				松	戸		4条		142				茅				€2項
	福	島	県		島		都道府		93				柏			4条		143				秦	野			€2項
44				福	島	市	4条1	項	94				市	原		4条		144				厚	木			€2項
45				V			4条1		95				佐	倉		4条2		145				大	和			€2項
46				会	津若松			特	96				八	千代		4条2		146	新	潟			潟			首府県
47				須	賀川			特	97				木	更 津		4条2		147				新	潟			令 市
	茨	城	県		城		都道府		98				野	田		限	特	148				長	岡			€1項
49				日	立		4条2		99				茂	原		限	特	149								€2項
50				土	浦		4条2		100				成	田		限	特	150				上	越			€2項
								_				_														

<b>ルナ. /</b> 二	1	= =	rk i	<u> </u>																	成28年	• /	,	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
特定		<b>丁</b> 拉																						
No I			域		関	名		No			域		関	名		No			域		関	名		分
	富	Щ	県	富士	山		都道府県	201	Ξ	重	県	三	重		都道府県	251	島	根	県	松	江			: 2項
152		1.1		富一	<u>山</u>		4条1項	202				四	日 市		4条1項	252				出	雲			: 2項
153	白	Ш	県	石	JII #B		都道府県	203				津	n—		4条1項	253				浜	田	市		特
154				加	賀	市		204				松	阪		4条2項	254				益	田	市		特
155	· —			能	美	市		205				桑	名		4条2項	255				大	田	市		特
156	福	井	県	福	井		都道府県	206				鈴	鹿		4条2項	256	_			雲	南	市		特
157	,	<b>T</b> 11		福	井		4条1項	207	227	-6		名	張	市		257	尚	Щ	県	岡	Щ			前府県
158	Щ	梨	県	<u>山</u>	梨		都道府県	208	弦	賀	県	滋	賀		都道府県	258				倉	敷			: 1 項
159		h-1		甲 1	府		4条2項	209				大	津		4条1項	259				津	山			: 2項
160	長	野	県	長い	野		4条1項	210				彦	根		4条2項	260				玉	野			: 2項
161				松	本		4条2項	211				長	浜		4条2項	261				総	社			: 2項
162				諏	訪	市山		212							4条2項	262				新	見			: 2項
163	ملدا	-	ı e	塩	尻	市		213				草	津		4条2項	263		<b>–</b>	п	笠	岡			2項
164	忟	阜	県	岐	阜		都道府県	214				守	一一		4条2項	264	丛	島	県	広	島			的 全 中 中
165				岐	阜		4条1項	215		-1417	-	東	近江		4条2項	265				広	島			令 市
166				大	垣		4条2項	216	只	都	府	京	都		都道府県	266				福	Щ			: 1項
167				各一	務原		4条2項	217				京	都		政令市	267				呉	- +			: 2項
168	1:/2	177	ı e	可	児		限特	218	1.	77-	-	宇	治		4条2項	268					日 市			: 2項
	静	畄	県	静	岡		都道府県	219	大	阪	肘	大士	阪		都道府県	269	.1.		ΙĦ	<u>=</u>	次	市		特
170				静心	岡		政令市	220				大畑	阪		政令市	270	Щ	П	県	山 亡				府県
171				浜辺	松		政令市	221				堺	н		政令市	271				宇	部			2項
172				沼宝	津		4条2項	222				豊	中		4条1項	272				Щ Ш	口			2項
173				富富	士宮		4条2項 4条2項	223				吹高	H		4条1項	273				周	南			: 2項
174				富	士			224					槻		4条1項	274				萩	17 1.			2項
175				焼三	津		4条2項	225				枚茨	方士		4条1項	275				防 岩	府			: 2項
176 177				二磐	島田	市市		226 227				灰東	木		4条1項 4条1項	276 277				石 長	国 門	市市	限四	特性
178				岩伊	田 東	市						<sup>宋</sup> 岸	大 阪和 田		4条1項4条2項		油	島	県	徳	島			特 直府県
179				げ島	田田	市		228 229				寝	屋川		4条2項4条2項	278 279		川	県	香				in 宗 i府県
180				一藤	枝		限特	230				和	泉		4 条 2 項	280	TET	<i>)</i> '	坑	百高	松			· 1項
181				御御	殿場	市		231				羽	曳 野		4条2項4条2項	281	恶	揺	囯.	愛	媛			前府県
182				袋	井	市		232				門	真		4条2項	282	久	双	217	松松	222 山			:1項
183	恶	<b>4</b> п	県	愛	知		都道府県	233	fr.	庯	県	兵	<del></del> 庫		都道府県	283				今	治			: 2項
184	Q.	ΛH	211	名	古屋		政令市	234		/ <del>T</del> -	211	神	戸		政令市	284								: 2項
185				豊	橋		4条1項					姫	路		4条1項						和島			特
186				岡	崎		4条1項	236				明	石		4条1項	286				西	条			: 2項
187					宮		4条1項	237				芦芦	屋		4条2項	287		知	県		知			前府県
188				春	日井		4条1項	238				高	砂		4条2項			/	Ź I N	高	知			: 1 項
189				豊	田		4条1項	239				川	西		4条2項	289		田	県		岡			前府県
190				瀬	戸		限特	240	奈	良	県		良		都道府県	290			· · ·					令 市
191				半	田		限特	241	/4.		//\	奈	良		4条1項	291				福	岡			令 市
192				- 豊	Ш	市		242				温	原		4条2項	292								:1項
193				刈	谷	市		243				生	駒		4条2項	293								: 2 項
194				安	城	市		244		歌山	」県		歌山		都道府県	294		賀	県		<u>'                                    </u>			前府県
195				西西	尾	市		245	l			和			4条1項	295		- 1		佐	賀			: 2 項
196				江	南	市		246		取	県		取		都道府県	296		崹			 - 崎			前府県
197				小	牧	市		247			- , •	鳥	取		4条2項	297			- 1 -	長	崎			: 1 項
198				稲	沢	市		248				米	子		4条2項	298								: 1 項
199				東	海	市		249				倉	吉		4条2項	299				島	原	市		特
200				大	府	市		250	島	根	県		根		都道府県	300				平	戸	市		特
								•																

																			4	乙成28年	<b>丰7</b> 万	1111	児仕
特別	定征	行耳	攻,	庁																			
No	区		域	機	関		区	分		o [>	区 域	機	関	名	区	分	No	区址	或 機	関	名	区	分
301		本	県		本			首府県															
302				熊	本			令 市															
303				八一	代			€2項															
304			ı e	天	草			<b>全</b> 2項															
305		分	県		分八			道府県															
306 307				大別	分 府			条 1 項 条 2 項															
308				月	田			1. ∠ 4.															
309				佐	伯			₹2項															
310				宇	佐			€2項															
311		崎	県		崎			<del>直</del> 府県															
312				都	城			€2項															
313				日	向	市	4 🕏	€2項	Į														
314	鹿	児島	県	鹿	児島	県	都认	首府県	Ĺ														
315					摩川内			特															
316				霧	島		限	特															
317		縄	県		縄			直府県															
318				那	覇			€1項															
319					野湾																		
320				浦油	添细			€ 2 項															
321 322				沖っ	縄 る ま			長2項															
522				)	2 A	111	4 7	K 2 3															

					<u>平成28年7月1日現</u>
計	官確認	検	査機	関領	<del>"</del>
No	区 分	所	在	地	
	大臣指定		京	都	
2	/ L 11/C	東	京		日本ERI株式会社
3		東	京		一般財団法人住宅金融普及協会
4		東	京		ハウスプラス確認検査株式会社
5		東	京		株式会社住宅性能評価センター
6		東	京		株式会社都市居住評価センター
7		東	京		一般財団法人ベターリビング
8		東	京		日本建築検査協会株式会社
9		東	京		SBIアーキクオリティ株式会社
10		東	京		株式会社グッド・アイズ建築検査機構
11		東	京		AI確認検査センター株式会社
12		神			株式会社東日本住宅評価センター
13		神			ビューローベリタスジャパン株式会社
14		神			富士建築センター株式会社
14 15		神			SGSジャパン株式会社
16		愛	知 知		株式会社確認サービス
					一般財団法人日本建築総合試験所
17		大士	阪		株式会社西日本住宅評価センター
18		大士	阪		
19		大	阪		株式会社確認検査機構トラスト
20	加화托片	広	島		株式会社ジェイ・イー・サポート
	地整指定		城一		株式会社EMI確認検査機構
22		埼工	玉		一般財団法人さいたま住宅検査センター
23		千	葉		株式会社ガイア
24		千工	葉		日本確認センター株式会社
25		千	葉		ユーディーアイ確認検査株式会社
26		東	京		株式会社東京建築検査機構
27		東	京		株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構
28		東	京		一般社団法人日本住宅性能評価機構
29		東	京		株式会社J建築検査センター
30		東	京		株式会社高良GUT
31		東	京		株式会社TSK建築確認安全センター
32		神	奈 川		株式会社神奈川建築確認検査機関
33		神	奈 川		株式会社湘南建築センター
34		滋	賀		株式会社確認検査機構アネックス
35		京	都		株式会社I-PEC
36		大	阪		株式会社日本確認検査センター
37		大	阪		建築検査機構株式会社
38		大	阪		株式会社近確機構
39		大	阪		株式会社オーネックス
40		大	阪		関西住宅品質保証株式会社
41		大	阪		アール・イー・ジャパン株式会社
42		兵	庫		株式会社ジェイネット
43		兵	庫		株式会社阪確サポート
44		広	島		ハウスプラス中国住宅保証株式会社
45		福	岡		九州住宅保証株式会社
46	知事指定		海		株式会社札幌工業検査
47		北	海		一般財団法人函館市住宅都市施設公社
48		青	森		株式会社建築住宅センター
49		岩	手		一般財団法人岩手県建築住宅センター
50		宮	城	ΙĦ	株式会社東北建築センター

0	三確記	ゴイグ				<del></del>
1 5	マ					
2		分月		在	地	機関名
	知事指	1.		城		株式会社仙台都市整備センター
2		币		田		一般財団法人秋田県建築住宅センター
		Ц		形		株式会社山形県建築サポートセンター
4		为		城		一般財団法人茨城県建築センター
5		萝		城		株式会社安心確認検査機構
6		材		木		公益財団法人とちぎ建設技術センター
7		君		馬		公益財団法人群馬県建設技術センター
8		垟		玉		株式会社埼玉建築確認検査機構
9		Ŧ	_	葉		株式会社千葉県建築住宅センター
0		亰		京		公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
1		祁	1 3	奈 川		一般財団法人神奈川県建築安全協会
2		亲	斤	潟	県	一般財団法人にいがた住宅センター
3		亲	斤	潟		株式会社新潟建築確認検査機構
54		信	<u> </u>	Щ	県	一般財団法人富山県建築住宅センター
5		7	<u>_</u>	Ш	県	一般財団法人石川県建築住宅センター
6		福	1	井	県	一般財団法人福井県建築住宅センター
7		Ц	_	梨	県	公益社団法人山梨県建設技術センター
8		Ц		梨	県	株式会社YKS確認検査機構
9		₽	Ē	野	県	一般財団法人長野県建築住宅センター
0		青		岡	県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
1		愛		知		一般財団法人愛知県建築住宅センター
2		=		重		公益財団法人三重県建設技術センター
'3		泫		賀		一般財団法人滋賀県建築住宅センター
'4		方		都		株式会社京都確認検査機構
'5		7		阪		一般財団法人大阪建築防災センター
76		Ę		庫		株式会社兵庫確認検査機構
77		戸		島		株式会社広島建築住宅センター
78		虐		知		公益社団法人高知県建設技術公社
79		福		岡		一般財団法人福岡県建築住宅センター
30		世		賀		公益財団法人佐賀県建設技術支援機構
31		自		本	片県	
		ナ			片県	
32		1	-	分		公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
33		居		見 島		
4	7 0	_ '		縄		
	その			海		地方独立行政法人北海道立総合研究機構
6		身		京		一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
37		身		京		株式会社建築構造センター
8		青	P	岡	県	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター

				平成28年7月1日現									
建築士法関係団体													
No				機 関 名									
		連合会	国	国土交通省住宅局建築指導課									
2	123	建日云	国	北海道開発局									
3			国	東北地方整備局									
4			国	関東地方整備局									
5			国	北陸地方整備局									
6			国	中部地方整備局									
7			i i	近畿地方整備局									
8			国	中国地方整備局									
9			国	四国地方整備局									
10			国	九州地方整備局									
11			国	沖縄総合事務局									
12			_	公益社団法人日本建築士会連合会									
13			一人相处立脉风内	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会									
	41-	海 道	指定事務所登録機関	一般社団法人北海道建築士事務所協会									
			指定登録機関	一般社団法人青森県建築士会									
16	Ħ	₩ Ж	指定事務所登録機関	一般社団法人青森県建築士事務所協会									
	私	田 但	指定事務所登録機関	一般社団法人秋田県建築士事務所協会									
				公益社団法人福島県建築士会									
19	ІШ	ш) //\	指定事務所登録機関	一般社団法人福島県建築士事務所協会									
	荥	城 退	指定登録機関	一般社団法人茨城県建築士会									
			指定登録機関	一般社団法人栃木県建築士会									
			指定登録機関	一般社団法人群馬建築士会									
23	ΉΤ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	指定事務所登録機関	一般社団法人群馬県建築士事務所協会									
	埼	玉 県	指定登録機関	一般社団法人埼玉建築士会									
25	- 10	1 /N	指定事務所登録機関	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会									
	車	京 都	指定登録機関	一般社団法人東京建築士会									
27	//~	71 <b>、</b> Hb	指定事務所登録機関	一般社団法人東京都建築士事務所協会									
	神	奈川県	指定登録機関	一般社団法人神奈川県建築士会									
29	' ' '	417:1211	指定事務所登録機関	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会									
	新	潟 県	指定登録機関	一般社団法人新潟県建築士会									
				公益社団法人富山県建築士会									
32		1 , ,,,	指定事務所登録機関	一般社団法人富山県建築士事務所協会									
	長	野県	指定登録機関	一般社団法人長野県建築士会									
34				一般社団法人長野県建築士事務所協会									
		岡県	指定事務所登録機関	一般社団法人静岡県建築士事務所協会									
				公益社団法人愛知県建築士事務所協会									
			指定事務所登録機関	一般社団法人滋賀県建築士事務所協会									
				公益社団法人大阪府建築士会									
			指定事務所登録機関	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会									
40	奈	良県	_	一般社団法人奈良県建築士事務所協会									
			指定登録機関	一般社団法人岡山県建築士会									
				公益社団法人広島県建築士会									
		川県		一般社団法人香川県建築士事務所協会									
			指定事務所登録機関	一般社団法人福岡県建築士事務所協会									
			指定事務所登録機関	一般社団法人佐賀県建築士事務所協会									
			指定事務所登録機関	一般社団法人長崎県建築士事務所協会									
			指定事務所登録機関	一般社団法人大分県建築士事務所協会									
			指定事務所登録機関	一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会									
			•										